

国会 ——	ベトナム社会主義共和国 独立 – 自由 – 幸福 —————
法律番号: 43/2013/QH13	ハノイ, 2013年11月26日

入札法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づいて、国会は入札法を公布する。

第1章 総則

第1条 規律範囲

この法律は入札に関する国家管理規則。関係者の責任及び入札行為を定め、以下のことを含む。

1. 以下の場合を含むコンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービス、物品、工事を提供する請負業者を選定する。

a) 国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織、社会・職業組織、社会組織、人民武装部隊単位、公立事業単位の国家資金を使用する投資開発計画。

b) 国有企業の投資開発計画。

c) この条項の a 号及び b 号に定めないが計画の総事業費の中に、30%以上又は30%未満であるが 5 千億ドン以上の国家資金、国有企業の資金を使用する投資開発計画。

d) 国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織、社会・職業組織、社会組織、人民武装部隊単位、公立事業単位の常時活動を維持するために、国家資金を使用し調達する。

d) 公的商品、サービスを提供するために国家の資金を使用し調達する。

e) 国家資金を使用し国家備蓄品を購入する。

g) 国家資金を使用し薬剤、医療物資を購入する。医療保険のファンド、診療、治療サービスからの収入又は公的医療施設の合法的な収入。

2. 計画の総事業費の 30%以上又は 30%未満であるが 5 千億ドン以上の国家資金を使用するベトナムの企業による外国直接投資計画を実施するために、ベトナム領土におけるコンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービス、物品を提供する請負業者を選定する。

3. PPP による投資計画、土地使用必要な投資計画を実施する投資家を選定する。

4. 石油に関する法律に基づいて石油鉱床の探査、開発及び石油採掘に直接関連する石油サービスを提供する請負業者の選定を除く石油分野における請負業者の選定をする。

第 2 条 適用対象

1. この法律の第 1 条に定める入札に参加する又は関係する組織、個人である。

2. この法律の調整範囲に属しない入札を行う組織、個人はこの法律の規則の適用を選定できる。適用を選定する場合、組織、個人はこの法律の関係規則を遵守し、公平性、透明性及び採算性を確保しなければならない。

第 3 条 入札法、国際条約、国際合意を適用する。

1. この法律の調整範囲に属する入札行為はこの法律の規則及び関係法律の他の規則を遵守しなければならない。

2. 国有企業の常時活動を維持するために、生産、経営及び調達継続性を確保するように原料、燃料、材料、物資、コンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービスを提供する入札の選定をする場合。PPP による投資計画、選定された投資家の土地を使用する計画に属するパッケージを実施する場合、企業は公平性、透明性及び採算性の確保をする上で、企業内部に一貫的に適用する請負業者の選定に関する規則を公布しなければならない。

3. ODA 資金、ベトナムとドナーとの間の国際条約、国際合意による譲許的な資金を使用する計画に関する請負業者、投資家の選定に関しては、その国際条約、国際合意の規則に基づく。

4. ベトナム社会主義共和国が参加国である国際条約にこの法律と違う請負業者、投資家の選定の規則がある場合、その国際条約の規則に基づく。

第 4 条 用語解釈

この法律にある用語は以下のように解釈される。

1. 入札参加確保とは請負業者、投資家が入札招聘書、要求書の要請に基づいて確定の時期における請負業者、投資家の責任を確保するために、ベトナムの法律に基づいて設立された外国の金融機関又は銀行支店の担保金、デポジット又は保証証書提出の中の一つの措置をすることである。
2. 契約書実施確保とは請負業者、投資家による契約書の実施責任を確保するために、請負業者、投資家がベトナムの法律に基づいて設立された外国の金融機関又は銀行支店の担保金、デポジット又は保証証書提出の中の一つの措置をすることである。
3. 発注者は入札行為を行う専門性且つ能力のある以下の機関、組織を含む。
 - a) 実施主体又は実施主体が設立又は選定を決定した組織。
 - b) 常時調達用の資金を直接使用する見積もりのエンティティ。
 - c) 集中的な調達をするエンティティ。
 - d) 権限のある国家機関又は権限のある国家機関が選定した国家機関の傘下にある組織。
4. 実施主体とは計画の実施課程を直接管理する資金所有組織、又は資金所有オーナーの代理である組織、融資組織である。
5. サーバ証明書とは国家入札ネットワーク上の電子入札を実施するために、デジタルサインを証明するサービスを提供する組織が交付する電子証明書のことである。
6. 権限のある国家機関とは投資家と契約書を結ぶ機関である。
7. ショットリストとは事前資格審査がある一般入札の事前資格審査をパスした請負業者、投資家のリスト。限定入札の参加を招聘される請負業者のリスト。関心呼掛け書の要請を応じる関心表示書がある請負業者のリストである。
8. コンサルティング・サービスとは企画報告、開発・建築のマスタープランの作成・評価。プレ F/S、F/S、環境影響評価報告書の調査・作成。調査、設計、見積もり。関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札書、要求書の作成。関心表示書、事前資格審査参加入札書、提案書の評価。検査、審査。監督。計画管理。ファイナンスのアレンジ。会計検査、トレーニング、技術移転。他のサービス業務を含む一つ又は複数の業務である。

9. コンサルティング以外のサービスとは、この条項の 45 項に定める業務外であるロジスティクス、保険、広告、取付、この条項の 8 項に定めるコンサルティングサービス外である検収・テストラン、トレーニングの組織、補修、メンテナンス、地図作成及び他の業務を含む一つ又は複数の業務である。

10. 計画実施企業とは PPP による投資計画又は土地使用必要な計画を実施するために投資家によって設立された企業である。

11. 投資開発計画（以下、計画と省略する）は新規建設投資プログラム・計画。既に建設投資を実施された計画の改修、改良、拡張する計画。取付不要な設備、機材を含む資産調達計画。資産、設備の補修、改良計画。企画・提案。科学研究、技術開発、技術応用、技術移転、基礎調査の計画・テーマ。他の投資開発プログラム、計画、提案を含む。

12. 入札とはコンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービス、物品調達、工事契約の締結・実施をする請負業者の選定。競争性、公平性、透明性及び採算性の確保をする上で、PPP による投資計画、土地使用必要な計画の契約書の締結・実施する投資家の選定プロセスである。

13. 電子入札とは国家入札ネットワークを通じて行われる入札である。

14. 国際入札とは国内外の請負業者、投資家が参加できる入札である。

15. 国内入札とは国内の請負業者、投資家しか参加できない入札である。

16. パッケージの価格とは請負業者選定の計画に承認されたパッケージの価値である。

17. 応札価格とは請負業者が入札招聘書、要求書に基づくパッケージを実施するための全ての経費を含む応札書、見積書に記載された価格である。

18. 評価価格とは入札招聘書の要請に基づくミスの修正、誤差の訂正をした後、減価価値（有れば）を引き、物品、工事の使用ライフサイクルのための同じ平面に変換する要素を足す応札価格である。評価価格を用いて、物品調達・工事のパッケージ、一般入札又は限定入札を適用する混合型のパッケージに対する応札書のランクを付ける。

19. 落札要請価格とは減価価値（有れば）を引く入札招聘書、要求書の要請に基づいてミスの修正、誤差の訂正をした後、落札を求める請負業者の応札価格である。

20. 落札価格とは請負業者選定結果を承認する決定に記載される価格である。
21. 契約価格とは前倒し、清算、契約書の免責及び決算をするための根拠となる契約書に記載された価値である。
22. パッケージとは計画、調達見積もりの一部又は全体であり。パッケージは複数の計画にある同様の調達内容又は常時調達、集中的な調達の場合には、同一時期の調達数量を含む。
23. 混合パッケージとは設計及び物品提供（EP）。設計及び工事（EC）。物品提供及び工事（PC）。設計、物品提供及び工事（EPC）。計画立案、設計、物品提供及び工事（ターンキー）を含むパッケージである。
24. 小規模のパッケージとは政府が定める上限内のパッケージ価格があるパッケージである。
25. 物品は機材、設備、原料、燃料、材料、物資、部品。消耗品。医療施設に使用される薬剤、医療物資を含む。
26. 国家入札ネットワークシステムとは入札に関する国家機関が入札の情報を一貫的な管理及び電子入札を行う目的で、立ち上げ、管理する情報技術システムである。
27. 関心招聘書、事前資格審査招聘書とは請負業者、投資家に対して、能力及び経験を求める全て資料であり、発注者が事前資格審査をパスした請負業者、投資家のリスト、関心招聘書の要請に応じたと評価される関心表示書のある請負業者のリストを選定する根拠となる。
28. 関心表示書、事前資格審査参加書とは請負業者、投資家が関心招聘書、事前資格審査招聘書の要求に基づいて、作成し発注者に提出する全ての資料である。
29. 入札招聘書とは一つの計画、パッケージに対する要請を含む一般入札、限定入札に使用する全ての資料であり、請負業者、投資家が応札書を準備し、また発注者が請負業者、投資家を選定するために、応札書を評価するための根拠となる。
30. 要求書とは一つの計画、パッケージに対する要請を含む指名入札、直接調達、競争性のある物品発注 に使用する全ての資料であり、請負業者、投資家が提案書を準備し、また発注者が請負業者、投資家を選定するための提案書を評価する根拠となる。

31. 応札書、提案書とは請負業者、投資家が入札招聘書、要求書の要請に基づいて作成し発注者に提出する全ての資料である。

32. 契約書とは実施主体と計画に属するパッケージの実施に選定された請負業者との間。発注者と常時調達に選定された請負業者との間。集中的な調達をするエンティティ又は調達ニーズのあるエンティティと集中的な調達に選定された請負業者との間。権限のある国家機関と選定された投資家との間又は権限のある国家機関と選定された投資家及び投資家選定における計画実施企業との間の合意文書である。

33. 異議申し立てとは入札に参加した請負業者、投資家は自らの権利、利益が影響されると考える時、請負業者の選定結果、投資家の選定結果及び請負業者、投資家の選定過程に関する問題の再検討を求めることである。

34. 権限のある者とは法律に基づいて計画を承認した人又は調達を決定した人である。投資家の選定をする場合、権限のある者とは法律に基づく権限のある国家機関の長である。

35. メイン請負業者とは入札に参加する責任を負い、応札主体であり、選定された場合直接に契約書を締結し実施する請負業者である。メイン請負業者は独立の請負業者であるか合弁企業のメンバである。

36. サブ請負業者とはメイン請負業者と結んだ契約書に基づいてパッケージの実施に参加する請負業者である。サブ請負業者、特にパッケージの重要な業務を実施するサブ請負業者は入札招聘書、要求書に記載される要請を踏まえ、メイン請負業者によって応札書、提案書の中に提案される。

37. 外国の請負業者とはベトナムにおいて応札する外国の法律に基づいて設立された組織又は外国国籍のある個人である。

38. 国内請負業者とは応札するベトナムの法律に基づいて設立された組織又はベトナム国籍のある個人である。

39. 公的商品、サービスとは政府の規則に基づいて、医療、教育・訓練、文化、情報、通信、科学・技術、資源・環境、交通・運輸の分野及び他の分野において、国が実施を組織しなければならない国の経済・社会の生活、コミュニティ又は国防、治安の確保の必須な商品、サービスである。公的商品、サービスはユーティリティ商品・サービス及び公的事業サービスを含む。

40. 請負業者、投資家の選定過程における審査とは請負業者、投資家の選定計画、関心呼掛け書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書及び関心呼掛け結果、事前資格審査結果、請負業者、投資家の選定結果を検査し、評価することで、これを踏まえてこの法律に基づいて検討し承認を決定する。

41. 入札締め切りとは関心表示書、事前資格審査参加書、応札書、提案書を受領する期限である。

42. 応札書、提案書の有効期間とは入札招聘書、要求書に定める日数であり、入札招聘書、要求書の規則に基づいて入札締め切り時点がある日から有効の最後の日までに計算される。入札締め切り時点から入札締め切り日の24時までは01日と計算される。

43. 専門性のあるタスクフォースは関心表示書、事前資格審査参加書、応札書、提案書の評価する、また請負業者、投資家の選定過程において他の任務を実施するために、発注者又は入札コンサルタントに設立された能力且つ経験のある各個人を含む。

44. 国家資金は国家の予算。国債。政府債、地方政権債。政府開発援助 ODA、各ドナーの支援による譲許的な資金。事業活動開発ファンドによる資金。国家の投資開発融資資金。政府保証の融資資金。国家の資産で保証される借款。国有企業の投資開発資金。土地使用権の価値を含む。

45. 建設工事は建設及び工事、工事の項目の取付課程に属する業務を含む。

第5条 請負業者、投資家の合法的な資格

1. 請負業者、投資家は以下の条件を十分に満たす場合、合法的な資格のある組織とする。

a) 請負業者、投資家が事業を行っている国の権限のある機関が交付した設立、運営の登録書がある。

b) 独立監査人の監査報告書。

c) 解散課程中ではない。法律に基づいて破産状態に陥る又は返済不可能な債務があると結論されない。

d) 国家入札ネットワークシステムに登録した。

d) この法律の第6条に基づいて入札における競争性の確保をする。

- e) 応札禁止期間中ではない。
- g) ショットリストが選定された場合、ショットリストの中に名前を載せられた。
- h) 国内の請負業者はパッケージの如何なる業務に充分に参加できる能力が無い場合を除き、ベトナムにおいて国際入札に参加する際に、国内請負業者と JV を組む又は国内の下請け業者を使用しなければならない。

2. 請負業者、投資家は以下の条件を十分に満たす場合、合法的な資格のある個人とする。

- a) その個人が公民である国の法律に基づいて十分な民事行為能力がある。
- b) 法律に基づいて適切な専門性の資格がある。
- c) 法律に基づいて合法的な営業を登録した。
- d) 刑事責任を追及されていない。
- d) 応札禁止期間中ではない。

3. この条項の 1 項及び 2 項に定める合法的な請負業者、投資家は独自又は合弁の形で応札できる。合弁の場合、合弁の長であるメンバーの責任、それぞれのメンバーの共通責任、個別な責任を明確に定めるメンバー間の合意文書がなければならない。

第 6 条 入札の競争性の確保

1. 関心表示書、事前資格審査参加書を提出する請負業者は関心呼掛け書、事前資格審査招聘書を作成したコンサルタントとは、法的かつ財政面について無関係に独立に存在しなければならない。関心表示書、事前資格審査参加書の評価をし。関心呼掛け結果、事前資格審査結果の審査を行う。

2. 入札に参加する請負業者は以下の関係者とは、法的かつ財政面について無関係に独立に存在しなければならない。

- a) 実施主体、発注者。
- b) 設計書、見積書の作成、検査、審査。入札招聘書、要求書の作成、審査。応札書、提案書の評価。そのパッケージを実施する請負業者の選定結果の審査を行うコンサルタント。

- c) 限定入札の場合、一つのパッケージに同時に参加する他の請負業者。
- 3. 契約書の実施を監督するコンサルタントは契約書を実施する請負業者、そのパッケージを検定するコンサルタントとは、法的かつ財政面について無関係に独立に存在しなければならない。
- 4. 入札に参加する投資家は以下の関係者とは、法的且つ財政面について無関係に独立に存在しなければならない。
 - a) 計画の契約書を結ぶ日までに、PPPによる投資計画、土地使用必要な投資計画を入札するコンサルタント。
 - b) 計画の契約書を結ぶ日までに、PPPによる投資計画、土地使用必要な投資計画を審査するコンサルタント。
 - c) 権限のある国家機関、発注者。
- 5. 政府はこの条項の詳細を定める。

第7条 入札招聘書、要求書を発行する条件

- 1. パッケージの入札招聘書、要求書は以下の条件を十分に満たせる場合のみ、請負業者選定のために発行される。
 - a) 請負業者の選定計画が承認された。
 - b) 入札手続き、入札データベース、評価基準、応札様式、入札招聘数量表に関する要請内容。進捗、技術、品質の要求。契約書の共通条件、個別条件、契約書の様式及び必要な内容を含む入札招聘書、要求書は承認された。
 - c) 入札招聘通知、物品発注招聘通知又はショットリストはこの法律に基づいて、掲載された。
 - d) パッケージの資金がパッケージの実施進捗に合わせてアレンジされた。
 - d) 常時の調達、集中的な調達の場合、物品、サービス及び見積の内容・リストは権限のある者に承認された。
 - e) パッケージの実施進捗に合わせて土地収用が確保された。

2. 入札招聘書、要求書が以下の条件を十分に満たす場合のみに、投資家選定のために発行される。

a) 省、省レベルの機関、政府、地方省、中央直轄市の人民委員会が法律に基づいて、公表した計画リストに載せられる計画又は投資家によって提案される計画。

b) 投資家の選定計画が承認された。

c) 入札招聘書、要求書が承認された。

d) 入札招聘通知又はショットリストがこの法律に基づいて掲載された。

第8条 入札情報

1. 以下の情報は国家入札ネットワークシステム、入札紙に掲載されなければならない。

a) 請負業者、投資家の選定計画。

b) 関心呼掛け通知、事前資格審査招聘通知。

c) 物品発注招聘通知、入札招聘通知。

d) ショットリスト。

d) 請負業者、投資家の選定結果。

e) 電子入札に関する開札結果。

g) 違法入札の処理情報。

h) 入札に関する法律の文書。

i) PPPによる投資計画、土地使用必要な計画のリスト。

k) 請負業者、投資家、入札専門家、入札の講師及び入札の教育施設のデータベース。

l) 他の関連情報。

2. この条項の1項に定める情報を省、庁、地方省のホームページ又は他のメディアに掲載することを奨励する。

3. 政府はこの条項の詳細を定める。

第9条 入札に使用される言語

入札に使用される言語に関しては、国内入札の場合はベトナム語。国際入札の場合は英語又はベトナムと英語にする。

第10条 応札通貨

1. 国内請負業者の場合、ベトナムドンしか応札できない。

2. 国際入札の場合、

a) 入札招聘書、要求書は入札参加書、提案書の中に、応札通貨を定めることについて求めなければならないが、3つの通貨までにする。具体的な業務に関しては一つの通貨しか応札できない。

b) 入札招聘書、要求書は請負業者が二つ又は三つの通貨で応札できると定める場合、入札参加書、提案書を評価する際に、一つの通貨に換算しなければならない。それらの通貨の中に、ベトナムドンがあれば、ベトナムドンに換算しなければならない。入札招聘書、要求書は換算通貨、時期及び為替レートの確定根拠を定めなければならない。

c) パッケージの実施に係る国内の経費に関しては、請負業者はベトナムドンで応札しなければならない。

d) パッケージの実施に係る国外の経費に関しては、請負業者は外国の通貨で応札すること

第11条 入札保証

1. 以下のケースに入札保証が適用される。

a) コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事のパッケージ及び混合パッケージについては、一般競争入札、限定入札、競争提案をする場合。

b) 投資家の選定については、一般競争入札及び指名入札をする場合。

2. 請負業者、投資家は入札書、提案書については、入札締め切り時点までに入札保証策を実施しなければならない。二段階入札形式が適用される場合、請負業者は第二段階に入札保証策を実施する。

3. 入札保証金額は以下の通りに規定される。

a) 請負業者選定の場合、入札保証金額は入札招聘書、要求書に、個別のパッケージの規模及び性質によって入札パッケージ額の 1%から 3%までの範囲とされる。

b) 投資家選定の場合、入札保証金額は入札招聘書、要求書に、個別な計画の規模及び性質によって投資総額の 0.5%から 1.5%までの範囲とされる。

4. 入札招聘書、要求書に定められる入札保証の有効期間は入札書、提案書の有効期間プラス 30 日間とされる。

5. 入札締め切り時点後に、入札書、提案書の有効期間を延長する場合、発注者は請負業者、投資家が入札保証の有効期間を同様の期間に延長するように要請する。この場合、請負業者、投資家は入札保証の有効期間を同様に延長し、提出した入札書、提案書の内容を変更してはいけない。請負業者、投資家は延長を拒絶する場合、入札書、提案書が無効となり、排除される。発注者は延長の拒絶文書を受理した日から 20 日間以内に、請負業者、投資家に対して入札保証を払い戻し又は解除をしなければならない。

6. 合弁企業で入札に参加する場合、その合弁企業のそれぞれのメンバーは単独で入札保証ができる又は一人のメンバーは自分及び他のメンバーの入札保証をする責任を負うようにメンバー間で合意することができる。入札保証金額は入札招聘書、要求書に求められる金額より低くなってはいけない。合弁企業のメンバーがこの条項の 8 項の規則に違反した場合、合弁企業の全てのメンバーの入札保証が払い戻されない。

7. 発注者は落札しなかった請負業者、投資家に対して、入札招聘書、要求書に規定する期限内に入札保証を払い戻し又は解除する責任を負う。但し請負業者、投資家の選定結果が承認された日から 20 日間以内とされる。落札した請負業者、投資家については、請負業者、投資家がこの法律の第 66 条及び第 72 条に従って履行保証策を実施した後、入札保証が払い戻される又は解除される。

8. 以下のケースについて入札保証が払い戻されない。

- a) 請負業者、投資家は入札締め切り時点の後に及び入札書、提案書の有効期間中に入札書、提案書を取り下げた場合。
- b) 請負業者、投資家は入札の法律に違反し、この法律の第 17 条 4 項に従って入札の取消につながる場合。
- c) 請負業者、投資家はこの法律の第 66 条及び第 77 条に従って履行保証策を行わない場合。
- d) 請負業者は不可抗力な場合を除き、発注者による落札結果の通知を受領した日から 20 日間以内に契約を実施しない又は契約の完成を拒絶する又は契約を完成させたが契約の締結を拒絶する場合。
- d) 投資家は不可抗力な場合を除き、発注者による落札結果の通知を受領した日から 30 日間以内に契約を実施しない又は契約の完成を拒絶する又は契約を完成させたが契約の締結を拒絶する場合。

第 12 条 請負業者、投資家選定過程における時間

1. 請負業者選定過程における時間

- a) 請負業者選定計画の承認時間は審査報告書を受領した日から最大 5 日間の営業日とする。
- b) 関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書は関心表明書提出広告、事前施策審査招聘広告、入札招聘広告、物品提案招聘広告の発表日、入札招聘書の送付した日から、入札締め切り前の 3 日間の営業日後に発行される。
- c) 関心表明書の準備時間は関心招聘書が発行された初日から入札締め切り日までに、国内入札に関しては最低 10 日間とし、国際入札に関しては最低 20 日間とする。請負業者は入札締め切りまでに関心表明書を提出しなければならない。
- d) 事前資格審査書の準備時間は事前資格審査招聘書が発行された初日から入札締め切りの日までに、国内入札に関しては最低 10 日間とし、国際入札に関しては最低 20 日間とする。請負業者は入札締め切りまでに事前資格審査参加書を提出しなければならない。
- d) 提案書の準備時間は要求書が発行された初日から入札締め切り日まで、最低 5 日間の営業日とされる。請負業者は入札締め切りまでに提案書を提出しなければならない。

e) 入札書の準備時間は入札招聘書が発行された初日から入札締め切り日までに、国内入札に関しては最低 20 日間とし、国際入札に関しては 40 日間とする。請負業者は入札締め切りまでに入札書を提出しなければならない。

g) 国内入札の場合、評価時間は、入札締め切り日から発注者が実施主体の承認を求め、請負業者選定結果を提出する日まで、関心表明書、事前資格審査参加書に関しては最大 20 日間、提案書に関しては最大 30 日間、入札書に関しては最大 45 日間とされる。国際入札の場合、評価時間は、入札締め切り日から発注者が実施主体の承認を求め、請負業者選定結果を提出する日まで、事前資格審査参加書に関しては最大 30 日間、提案書に関しては最大 40 日間、入札書に関しては最大 60 日間とされる。必要な場合、入札書、提案書の評価時間を延長することができるが 20 日以内とし、また計画実施進捗を確保しなければならない

h) 審査時間は提出された不備の無い書類を受理した日から、請負業者選定計画、関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書、請負業者選定結果のそれぞれの審査内容に対して最大 20 日間とされる。

i) 関心招聘書、事前資格審査招聘書、要求書、入札招聘書の承認時間は発注者による関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書の承認申請書又は審査を要請された場合の審査報告書を受理した日から最大 10 日間とされる。

k) 請負業者の選定結果の承認又はコメントをする時間は発注者による請負業者選定結果の承認申請書又は審査を要請された場合の審査報告書を受理した日から最大 10 日間とされる。

l) 入札書、提案書の有効期間は入札締め切り日から最大 180 日間とされ。大規模且つ複雑なパッケージ、二段階入札方式のパッケージの場合、入札書の有効期間は入札締め切り日から最大 210 日間とされる。必要な場合、入札書、提案書の有効期間の延長を申請できるが計画の進捗を確保しなければならない。

m) 入札招聘書を受理した請負業者に対して入札招聘書修正の文書を送付する時間は国内入札に関しては、所定の入札締め切りの少なくとも 10 日間前に、国際入札に関しては 15 日間前にとされる。関心招聘書、事前資格審査招聘書、要求書の修正については、所定の入札締め切り日までの 3 日間の営業日とされる。書類修正文書の送付時間はこの号の規則に依じられない場合、発注者は相当の入札締め切りを延長し、関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書修正文書送付の時間に関する規則を守る。

n) 入札に参加した請負業者に対して請負業者の選定結果通知書の送付期限は郵送、ファクスで請負業者選定結果が承認された日から 5 日間の営業日とされる。

2. 政府は小規模パッケージ、コミュニティリティが参加するパッケージに関する請負業者の選定過程の時間。投資家選定過程における時間。インターネットを通じる請負業者、投資家の選定過程における時間の詳細を規定する。

第 13 条 入札における費用

1. 請負業者選定に係る経費は以下の通りである。

a) 関心表明書、事前資格審査参加書、入札書、提案書の準備及び入札参加に係る費用については請負業者の負担とする。

b) 請負業者選定過程に係る費用は投資総額又は調達見積に確定される。

c) 関心招聘書、事前資格審査招聘書は無料で請負業者に提供される。

d) 入札招聘書、要求書は請負業者に対して販売されるか無料に配付される。

2. 投資家選定に係る費用は以下の通りである。

a) 事前資格審査参加書、入札書、提案書の準備及び入札参加に係る費用は投資家の負担とする。

b) 投資家の選定過程に係る費用は国家資金、他の合法的な資金からアレンジされ、投資総額の中に確定される。

c) 計画実施を選定された投資家は投資家選定に係る費用を支払わなければならない。

d) 事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書は投資家に対して販売される。

3. 電子入札に係る費用は以下の通りである。

a) 国家入札ネットワークシステムの加入費用、入札情報掲載費用及び他の費用。

b) この条項の 1 項及び 2 項に基づく入札参加、入札を行い費用。

4. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第 14 条 請負業者選定における優遇措置

1. 請負業者は国内生産費用比率が 25%以上占める物品を提供するため国内入札又は国際入札に参加する際に優遇措置を受けられる。

2. コンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービスの提供、建設工事をするために国際入札に参加する際に優遇措置を受けられる対象は以下の通りである。

a) 単独か合弁企業として入札に参加する国内請負業者。

b) 25%以上のパッケージの業務を負担する国内請負業者と合弁企業を組む外国請負業者。

3. コンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービスの提供、建設工事をするために国内入札に参加する際に優遇措置を受けられる対象は以下の通りである。

a) 25%以上の女性労働者がいる請負業者。

b) 25%以上の傷病兵、身体障害者の労働者がいる請負業者。

c) 中小企業である請負業者。

4. 以下の二つの方法の一つで入札書、提案書を比較し格付けをするために、入札書、提案書の評価過程において優遇措置を実施する。

a) 優遇措置を受ける対象である請負業者の評価点数に点数をプラスする。

b) 優遇措置対象外の請負業者の入札価格又は評価価格に金額をプラスする。

5. ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約又はベトナムとドナーとの間の国際合意文書に、請負業者選定における別途の優遇措置に関する規則がある場合、この条項に規定する請負業者の選定における優遇措置対象及び内容を適用しない。

6. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第 15 条 国際入札

1. 請負業者を選定するための国際入札が開催されるのは以下の条件の一つを該当する場合に限られる。

a) ドナーから援助資金によるパッケージに関して、ドナーは国際入札を求める。

b) 物品が国内生産できない又は生産されても技術、品質、価格の要求を満たせない物品調達パッケージである。常用物品であり、ベトナムに輸入され、販売された場合、国際入札が開催されない。

c) 国内請負業者が実施の要件を満たせないコンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービス提供、建設工事、混合パッケージ。

2. PPPによる投資計画、土地使用必要な計画であり、投資の法律に基づく投資制限はその限りではない。

3. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第 16 条 入札に参加する個人の要件

1. 入札に参加する個人は入札に係る研修の証明書及びパッケージ、計画の要件に適合する専門レベル、能力、経験、外国語レベルがある。請負業者、投資家に属する個人はその限りではない。

2. プロ入札組織、企業、入札コンサルタント、プロ計画管理委員会に属し、関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書の作成。関心表明書、事前資格審査参加書、入札書、提案書の評価を直接に参加する個人は入札活動の資格がなければならない。

第 17 条 入札取消

1. 全ての入札書、提案書は入札招聘書、要求書の要件を満たさない場合。

2. 入札招聘書、要求書に記載された投資の目標、範囲を変更した場合。

3. 入札招聘書、要求書は入札に関する法律の規則又は法律の他の規則を遵守しないことによって選定された請負業者、投資家がパッケージ、計画実施の要件を満たせないことにつながった。

4. 請負業者、投資家選定結果の誤りにつながる入札活動に違法な介入をするために、賄賂渡し・受取・仲介、談合、不正、役職・権限の利用の証拠がある。

第 18 条 入札取消時の責任

組織、個人はこの法律の第 17 条の 3 項及び 4 項に定める規則に基づいて入札取消につながった入札に関する法律を違反した場合、関係者に対して費用を賠償し、法律に従って処分される。

第 19 条 入札に関する研修、養成

1. 施設は以下の条件を十分に満たせる場合、この法律の第 16 条に定める個人に対して入札に関する研修、養成をすることができる。

a) 法律に従って設立及び運営される。

b) 入札活動に関する国家管理機関の規則に基づく基準を満たせる施設、教育テキストがある。

c) 入札活動の資格がある入札に関する講師チームがいる。

d) 国家入札ネットワークシステムの入札教育施設リストに名前を載せられる。

2. 入札に関する教育施設は以下の責任がある。

a) 教育、養成の質を確保する。入札活動の国家管理機関に対して自分の教育施設情報を提供する。

b) 入札教育に関する枠組みカリキュラムを踏まえて、教育、養成を行い、規則に従って研修生に対して入札証明書を公布する。

c) 規則に従って自ら開催した研修、養成コースの書類を保管する。

d) 入札に関する研修、養成状況について毎年定期的に報告する又は国家管理機関の要求に基づいて報告する。

3. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第 2 章 請負業者、投資家選定の形式、方式及びプロ入札の実施

第 1 節 請負業者、投資家選定の形式

第 20 条 一般競争入札

1. 一般競争入札とは入札に参加する請負業者、投資家の数を制限しない請負業者、投資家を選定する形式である。

2. 一般競争入札はこの法律の調整範囲に属するパッケージ、計画に適用される。但しこの法律の第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条に定める場合はその限りではない。

第 21 条 限定入札

限定入札は高度技術又は特殊な技術が必要なパッケージの要件を満たせる数が限られる幾つかの請負業者しかいないパッケージに適用される。

第 22 条 指名入札

1. 請負業者に対する指名入札は以下のケースに適用される。

a) 不可抗力の事故が起きた場合その被害を直ちに克復する又は適時に対応するために実施するべくパッケージ。国家機密を確保するために実施するべくパッケージ。住民の生命、健康、資産に直接に悪影響を与えることを防ぐ又は近隣の工事に深刻な影響を与えないために直ちに実施するべくパッケージ。緊急性のある疫病の防止のために必要な医薬品、化薬、物資、医療設備の調達パッケージ。

b) 国家の主権、国境、海島を保護する目的で実施するべく緊急性のあるパッケージ。

c) コンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービスの提供のパッケージ、技術・著作権の一貫性を保つため他の請負業者からではなく、既に実施した請負業者から物品調達が必要なパッケージ。研究、試験的な性質のあるパッケージ。知的財産権の購入。

d) 選定された工事建築設計の作者を指名された又は作者が規則に従って十分な能力がある時に選定された実現可能性調査報告書、建設設計作成のコンサルティングサービス提供パッケージ。著作段階から工事施行段階まで著作権と結びつく記念建造物、浮き彫り、豪華な絵、芸術品の建設工事パッケージ。

d) 土地収用のために、専門のエンティティが直接管理するインフラ構造施設の移設パッケージ。工事建設の用地を準備するために、爆弾、地雷、爆発物の処理パッケージ。

e) 公的商品、サービス提供パッケージ、価格が各時期における経済・社会条件に適合する政府の規定に基づく指名入札を適用される範囲内にあるパッケージ。

2. この条項の 1 項の b 号、c 号、d 号、d 号に定める指名入札の実施は以下の条件を十分に満たせる場合実施される。

a) 承認された投資決定がある。計画準備のコンサルティングパッケージはその限りではない。

b) 承認された請負業者選定計画がある。

c) パッケージ実施進捗に合わせて資金を用意された。

d) 規則に基づく承認された見積がある。EP、EC、EPC のパッケージ、ターンキーパッケージはその限りではない。

d) 指名入札を実施する時間が要求書が承認された日から契約を締結する日まで 45 日間以内とされ。大規模かつ複雑なパッケージに関しては 90 日間以内とされる。

e) 指名入札の指定を提案された請負業者は入札活動の国家管理機関の請負業者に関するデータベースに氏名が載せられる。

3. この条項の 1 項に定める指名入札対象となり、またこの条項の 2 項に定める指名入札条件を該当するが、この法律の第 20 条、21 条、23 条及び 24 条に定めるたの請負業者の選定形式を適用できるパッケージに関しては、他の請負業者選定形式の適用を奨励する。

4. 投資家に対する指名入札は以下のケースに適用される。

a) 実施登録をした投資家は一社しかいない。

b) 知的財産権、ビジネス・技術の機密又は資金のアレンジ関係で実施可能な投資家が一社しかいない。

c) 計画を提案した投資家は政府の規則に従って実施可能であること、また最も効率的な実施の要求を満たせる。

第 23 条 競争提案

1. 競争提案は政府の規則に基づく範囲内に金額があるパッケージに適用され、以下のケースのいずれかの一つに該当する。

a) 通常の容易なコンサルティング以外サービス提供のパッケージ。

b) 常用、標準化された技術特性且つ同様の品質で市場に販売されている物品調達パッケージ。

c) 施工設計図書が承認された容易な建設工事のパッケージ。

2. 競争提案は以下の各条件を満たせる場合実施される

a) 承認された請負業者選定計画がある。

b) 規則に従って承認された見積がある。

c) パッケージの実施進捗に合わせて資金が用意された。

第 24 条 直接購入

1. 直接購入は同じ調達計画、見積又は他の調達計画、見積に属する同様の物品調達パッケージに適用される。

2. 直接購入は以下の各条件を満たせる場合実施される。

a) 一般競争入札又は限定入札で落札し、以前のパッケージの実施契約を締結した請負業者。

b) 同様の内容、性質があるパッケージであり、規模が以前締結したパッケージより 130%小さい。

c) 直接購入が適用されたパッケージの業務の単価は以前契約を締結した同様のパッケージの相当の業務の単価を超えてはならない。

d) 以前のパッケージの契約締結から直接購入結果が承認されるまでの期限は 12 カ月を超えてはならない。

3. 以前の契約を実施した請負業者は直接購入パッケージを継続的に実施できない場合、能力、経験、技術及び以前の入札招聘書の価格、請負業者選定結果に関する要件を満たせば他の請負業者に対して直接購入を適用する。

第 25 条 自主的实施

自主的实施はパッケージの直接管理・使用組織がパッケージの要件を満たせる技術能力、財政力及び経験がある場合、計画、調達見積に属するパッケージに対して適用する。

第 26 条 特別なケースにおける請負業者、投資家の選定

この法律の第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条に定める請負業者、投資家の選定形式を適用できない特殊、個別な条件があるパッケージ、計画である場合、権限を有する者は首相に申請して請負業者、投資家選定方法の決定を仰がなければならない。

第 27 条 コミュニティリティによる実施の参加

以下のケースについて、パッケージが実施される地域の住民、組織、ワーカーの組、グループはそのパッケージの全体又は一部の実施を分担される。

1. 国家目標プログラム、山岳地帯、海島、特別に困難のある経済・社会地域の群、コミュニティに対する貧困削減支援プログラムに属するパッケージ。
2. 地域の住民、組織、ワーカーの組、グループが担当可能な小規模のパッケージ。

第 2 節 請負業者、投資家の選定方式

第 28 条 一段階ワンエンベロップ入札

1. 一段階ワンエンベロップ入札は以下のケース適用される。
 - a) コンサルティング以外のサービス提供。小規模の物品調達、建設工事、混合パッケージに対する一般競争入札、限定入札。
 - b) コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事のパッケージに対する競争提案。
 - c) コンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事、混合パッケージに対する指名入札。
 - d) 物品調達パッケージの直接購入。
 - d) 投資家選定に対する指名入札。
2. 請負業者、投資家は入札招聘書、要求書の要請に基づいて入札書、技術提案及び財務提案を含む提案書を納付する。
3. 開札は全ての入札書、提案書に対して一回限りに実施される。

第 29 条 一段階ツーエンベロップ入札

1. 一段階ツーエンベロップ入札は以下のケースに適用される。
 - a) コンサルティングサービス、コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事、混合パッケージに対する一般競争入札、限定入札。
 - b) 投資家選定に対する一般競争入札。
2. 入札書の要請に基づいて、請負業者、投資家は技術提案書、財政面の提案書を別々に収めて同時に提出する。
3. 開札は2回行われる。技術提案書は入札締め切り時点後に検討される。請負業者、投資家が技術面の要求を満たせば、評価のために財政提案書の封筒が開札される。

第30条 二段階ワンエンベロップ入札方式

1. 二段階ワンエンベロップ入札方式は大規模かつ複雑な物品調達、建設工事、混合パッケージに対する一般競争入札、限定入札に適用される。
2. 第一段階において、請負業者は入札招聘書に基づいて技術提案書、入札価格がない財政提案書を提出する。この段階に参加する個別の請負業者と協議した上で、第二段階における入札招聘書を確定する。
3. 第2段階において、第一段階に参加した請負業者は入札書の納付を招聘される。入札書には、第二段階の入札招聘書の要請に基づいて技術の提案、入札価格及び入札保証がある財政提案を含む。

第31条 2段階ツーエンベロップ入札方式

1. 二段階ツーエンベロップ入札方式は新しく複雑な特殊の技術がある物品調達、建設工事、混合パッケージに対する一般競争入札、限定入札に適用される。
2. 第一段階において、請負業者は入札招聘書の要請に基づいて技術提案書、財政提案書を別々に収めて、同時に提出する。技術提案書は入札締め切り時点後に検討される。この段階における各請負業者の技術提案の評価を踏まえて、入札招聘書と比較し技術の修正内容及び第二段階に入札招聘される要求を満たす請負業者のリストを確定する。財政提案書は第2段階に開札される。
3. 第二段階において、第一段階の要求を満たせた請負業者が入札書の提出を招聘される。入札書は技術修正内容に合わせる第二段階の入札招聘書の要求に基づく

技術提案書及び財政提案書を含む。この段階において、評価のため、第一段階に提出された財政提案書は第二段階の入札書と同時に開札される。

第3節 プロ入札組織

第32条 プロ入札組織

1. プロ入札組織はプロ入札を実施する機能で設立された入札代理、事業エンティティを含む。
2. 入札代理の設立及び運営は企業に関する法律に従う。
3. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第3章 請負業者選定計画及びプロセス

第33条 請負業者選定計画作成原則

1. 請負業者選定計画は計画、調達見積の全体のために作成される。計画、調達見積の全体のために請負業者選定計画を作成する条件が充分でない場合、先に実施する一つのパッケージ又は数パッケージのための請負業者の選定計画を作成する。
2. 請負業者選定計画の中にパッケージの数及びパッケージ毎の内容を明記にしなければならない。
3. 技術の性質、実施のスケジュールに基づいて、計画、調達見積を各パッケージに分ける。計画、調達見積の一貫性及び合理的なパッケージの規模を確保する。

第34条 請負業者選定計画作成

1. 計画実施請負業者選定計画作成の根拠。
 - a) 計画承認決定又は投資証明書及び関係資料。計画承認決定が出される前に実施する必要があるパッケージに関しては、実施主体の長と成る者又は実施主体が未確定の場合の計画準備を分担されるエンティティの長の決定に基づく。
 - b) 計画実施資金。
 - c) 政府開発援助資金、譲許的な借款を使用する計画に関しては国際条約、国際合意文書文書。

d) 関係する法律の文書。

2. 常時調達の見積業者選定計画策定の根拠

a) 機関、組織、エンティティ及び *cán bộ*、公務員 *viên chức* の業務の設備、手段の基準、限度。仕事のために必要な既存の設備、手段の変更、追加購入、新規購入。

b) 承認された 調達の決定。

c) 承認された常時調達の資金、見積。

d) 政府首相に承認された全業種の調達案（該当する場合は）。

d) 価格審査サービス又は見積を提供する機能のある機関、組織の価格審査結果（該当する場合は）。

3. 見積業者選定計画は計画、調達見積承認決定が出された後又は計画、調達見積作成過程と平行に又は計画承認決定が出される前に実施する必要があるパッケージに対する計画承認決定が出される前に作成される。

第 35 条 各パッケージ毎の見積業者選定計画の内容

1. パッケージの名称。

パッケージの名称はそのパッケージの性質、内容及び業務範囲を表示し、計画、調達見積の内容に整合する。パッケージは多数の個別パートがある場合、見積業者選定計画の中に各パートの基本的な内容を表示する名称を取上げるべきである。

2. パッケージ金額:

a) パッケージ金額は計画の場合には投資総額又は見積（該当する場合は）。常時調達の場合には調達見積に基づいて確定される。パッケージ金額はパッケージを実施するために、引当金、費用、手数料及び税金を含む全ての費用を正確に十分に計算される。必要な場合、パッケージ金額は開札前日の 28 日間に更新できる。

b) 予備調査、実現可能性調査報告書作成のコンサルティングサービスを提供するパッケージに関しては、パッケージ金額は確定期間において実施された各計画の統計に基づく平均の価格。投資基準に応じた投資総額推計額、投資概算総額の情報を踏まえて確定される。

c) パッケージは多数の個別パートがある場合、パッケージ金額の中に各パート毎の推計額を明記する。

3. 資金の出所

各パッケージごとに資金の出所又は資金アレンジ方法、請負業者に支払うための資金実施期間を明記にしなければならない。政府開発援助資金、譲許的な借款資金を使用する場合ドナーの名前、支援資金及び国内の予算を含む資金構造を明記にしなければならない。

4. 請負業者の選定形式及び方式

各パッケージ毎に請負業者の選定形式及び方式。国内請負業者又は国際請負業者の選定を明確にしなければならない。

5. 請負業者選定組織の開始時期

請負業者選定組織の開始時期は入札招聘書、要求書を発行した時からとされ、月又は四半期に基づくことを明記される。ショットリスト選定手続きを適用する一般競争入札に関しては、請負業者選定組織の開始時期は関心招聘書、事前資格審査招聘書を発行した時からとされる。

6. 契約の種類

請負業者選定計画の中に、関心招聘書、事前資格審査招聘書、入札招聘書、要求書の作成。契約締結の根拠とするためこの法律の第 62 条に従って契約の種類を明確にしなければならない。

7. 契約履行時期

契約履行時期は契約の有効日から契約の規則に基づいて関係者が義務を果たした日までとされ、保証義務（該当する場合は）を実施する時間を引く。

第 36 条 請負業者選定計画承認のための提出

1. 請負業者選定計画承認のための提出責任

a) 計画の場合は実施主体、常時調達の場合は発注者は権限を有する者が検討し承認するために請負業者選定計画を提出する責任を負う。

b) 計画承認決定が出される前に実施する必要があるパッケージに関しては、実施主体を確定した場合、実施主体に属するエンティティは検討、承認のために実施主体の長に対して請負業者の選定計画を提出する責任を負う。実施主体が未確定の場合に関しては、計画準備を分担されたエンティティは検討、承認を求めるため自分の長に対して請負業者選定計画を提出する責任を負う。

2. 請負業者選定計画の承認のための提出文書は以下の内容を含む。

a) 計画の準備に係る作業内容、相当の価値に伴う事前に実施したパッケージ及び実施の法的根拠を含む実施した作業。

b) 計画管理委員会の活動、土地収用賠償の組織、着工、完工、利子の返済を含む請負業者選定形式のいずれか一つを適用できない作業及び各請負業者選定形式を適用できない他の作業。

c) この法律の第 20 条、21 条、22 条、23 条、24 条、25 条、26 条及び 27 条に定める請負業者選定形式のいずれか一つに基づいて実施される作業内容及び各パッケージを形成する相当の価値を含む請負業者選定計画に属する作業。この部分に計画、調達見積を各パッケージに分ける根拠を明記にしなければならない。各パッケージにこの法律の第 35 条に定める内容を充分にあることを確保しなければならない。一般競争入札が適用されないパッケージに関しては、請負業者選定計画承認のための提出文書の中に、他の選定形式を適用する理由を明記にしなければならない。

d) 作業の内容及び金額を明記にした請負業者選定計画作成条件が十分でない作業（該当する場合は）。

d) この条項の a 号、b 号、c 号及び d 号に定める作業の金額を合計する部分。この部分の総額は承認された計画又は調達見積の総額を超えてはならない。

3. 請負業者選定計画承認のための提出文書に添付する資料

請負業者選定計画承認のための提出をする時に、この法律の第 34 条従って請負業者選定計画作成の根拠となる資料の写しを添付しなければならない。

第 37 条 請負業者選定計画の審査及び承認

1. 請負業者選定計画の審査

a) 請負業者選定計画の審査とはこの法律の第 33 条、34 条、35 条及び 36 条に従って各内容を検査し評価することである。

b) 請負業者選定計画審査を分担された組織は審査報告書を作成し、権限を有する者に提出し承認を仰ぐ。

c) 請負業者選定計画審査を分担された組織は計画承認決定が出される前に実施する必要があるパッケージである場合、審査報告書を作成し、実施主体の長又は計画準備を分担されたエンティティの長に対して提出し、請負業者選定計画の承認を求める。

2. 請負業者選定計画の承認。

a) 審査報告書を踏まえて、権限を有する者は書面で請負業者選定計画を承認する。これを根拠とし、計画、調達見積が承認された後又は十分な条件を揃う場合の計画、調達見積の承認決定と同時に請負業者選定を組織する。

b) 審査報告書を踏まえて、実施主体の長又は計画準備任務を分担されるエンティティの長が計画承認決定が出される前に実施する必要があるパッケージに対して請負業者選定計画を承認する。

第 38 条 請負業者選定プロセス

1. 一般競争入札、限定入札の請負業者選定プロセスは以下の通りに実施される。

a) 請負業者選定の準備。

b) 請負業者選定の組織。

c) 入札書の評価及び契約交渉。

d) 請負業者選定結果の提出、審査、承認及び公表

d) 契約書完成、締結。

2. 指名入札に対する請負業者選定プロセスは以下の通りである。

a) 通常のプロセスに基づく指名入札は請負業者選定の準備。請負業者選定の組織。提案書の評価及び請負業者の提案についての交渉。請負業者選定結果の提出、審査、承認及び公表。契約完成、締結の各ステップを含む。

b) 短縮プロセスに基づく指名入札は契約案を準備し、請負業者に対して送付する。契約交渉、完成。請負業者選定結果提出、承認及び公表。契約締結の各ステップを含む。

3. 競争提案に対する請負業者選定プロセスは以下の通りに実施される。

a) 通常のプロセスに基づく競争提案は請負業者選定の準備。請負業者選定の組織。提案書の評価及び契約の交渉。請負業者選定結果の提出、審査、承認及び公表。契約書完成、締結の各ステップを含む。

b) 短縮プロセスに基づく競争提案は見積書提出の要求を準備し、請負業者に送付する。請負業者による見積書の提出。各見積書の評価及び契約の交渉。請負業者選定結果提出、承認及び公表。契約の完成、締結の各ステップを含む。

4. 直接購入に対する請負業者選定プロセスは以下の通りである。

a) 請負業者選定の準備。

b) 請負業者選定の組織。

c) 提案書の評価及び請負業者の提案についての交渉

d) 請負業者選定結果提出、審査、承認及び公表

d) 契約完成、締結。

5. 自主的に実施に対する請負業者選定プロセスは以下の通りに実施される。

a) 自主的に実施する案及び契約案の準備。

b) 自主的に実施する案の完成及び契約の交渉、完成。

c) 契約締結。

6. 個人コンサルタント選定に関する請負業者選定プロセスは以下の通りに実施される。

a) TOR の準備し、個人コンサルタントに送付する。

b) 個人コンサルタントによる科学履歴書の提出。

c) 個人コンサルタントの科学履歴書の評価。

d) 契約交渉、完成。

d) コンサルタント選定結果の提出、承認及び公表。

e) 契約締結。

7. コミュニティが参加する各パッケージに対する請負業者選定プロセスは以下の通りに実施される。

a) パッケージ実施を開始するための、地域における住民、組織、ワーカーの組、グループ選定案の準備。

b) 選定の組織。

c) 選定結果の承認及び公表。

d) 契約完成、締結。

8. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第4章 入札書、提案書の評価方法。落札の審査、承認

第39条 コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事、混合パッケージに対する入札書の評価方法

1. 最低価格方式

a) この方式は小規模の容易なパッケージに適用され、その中、技術、財務、ビジネスに関する提案が入札招聘書の要求を満たせる時に同様レベルにあるとされる。

b) 入札書評価基準は能力、経験に関する評価基準及びパッケージの基準を含む。

c) この条項の b 号に定める評価基準を満たせたと評価された入札書については、誤りの訂正、欠陥の調整後の入札価格を踏まえて比較し格付ける。請負業者は誤りの訂正、欠陥の調整、減価価値の引き（該当する場合は）の後の入札価格に基づいて相応の格付けられる。最低価格がある請負業者は一位とされる。

2. 評価価格方式

a) この方式は物品、工事の使用ライフサイクルに対する技術、財務、ビジネス要素に関する換算費用が同様レベルにあるパッケージに適用される。

b) 入札書評価基準は事前資格審査を適用しない場合における能力、経験についての評価基準。技術に関する評価基準。評価価格確定基準を含む。

評価価格確定のために同じ平面に換算される要素は運転、メンテナンスに必要な費用及び物品の原産地関係の他の費用、利子、進捗、パッケージに属する物品又は建設工事の質、以前実施した同様の契約の実施進捗及び品質を通じる請負業者の信頼及び他の要素を含む。

c) 技術評価ステップをパスした入札書については、評価価格を踏まえて比較し、格付ける。最低評価価格がある請負業者は一位と格付けられる。

3. 技術及び価格の総合方式

a) この方式はこの条項の1項及び2項に定める最低価格方式及び評価価格方式を適用できない時に、情報技術パッケージ又は物品調達、建設工事、混合パッケージに対して適用される。

b) 入札書の評価基準は事前資格審査を適用しない場合の能力、経験についての評価基準。技術評価基準。総合評価基準を含む。総合評価基準は技術及び価格を合わせて作成される。

c) 技術評価ステップをパスした入札書については、合計点数を踏まえて比較し、格付ける。最高合計点数がある請負業者は一位と格付けられる。

4. 能力、経験に関する評価基準については、合否基準を使用する。技術に関する評価基準については点数を付ける方法又は合否基準を使用する。この条項の3項に定める技術及び価格の総合方式については点数を付ける方法を使用する。点数付ける方法を使用する時に、技術に関する最低要求点数は技術得点合計の70%以上であることを規定しなければならない。

5. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第40条 コンサルティングサービス提供パッケージに対する入札書の評価方法

1. 組織であるコンサルタントの場合、以下の方法のいずれか一つを適用する。

a) 最低価格方式は容易なコンサルティングパッケージに対して適用される。入札書の評価基準は技術に関する評価基準である。技術評価をパスした入札書については、誤りの訂正、欠陥の調整、減価価値の引き（該当する場合は）の後の入札価格に基づく。最低価格がある請負業者は一位とされる。

b) 固定価格方式は容易なコンサルティング提供パッケージに適用され、入札招聘書にパッケージ実施費用が具体的に確定され、固定される。入札書の評価基準は技術に関する評価基準である。技術評価をパスした誤りの訂正、欠陥の調整、減価価値の引き（該当する場合は）の後の入札金額がパッケージ実施費用を超えない入札書に関しては、技術の点数を踏まえて比較し、格付ける。最高の技術点数を得た請負業者は一位とされる。

c) 技術及び価格の総合方式は品質及びパッケージ実施費用を重視するコンサルティングパッケージに対して適用される。入札書の評価基準は技術の評価基準及び総合評価基準である。総合評価基準は技術及び価格を合わせて作成される。総合評価基準を作成する時に、技術の点数は総合点数の 70%から 80%まで、価格の点数は総合点数の 20%から 30%まで、技術点数比率+価格点数は 100%という点数の比率の原則を確保しなければならない。最高総合点数のある請負業者は一位とされる。

d) 技術方式は高度の特殊技術を要求されるコンサルティングパッケージに対して適用される。入札書評価基準は技術に関する評価基準である。技術に関する評価基準を作成する時に、最低要求点数が技術得点の合計 80%以上であることを規定しなければならない。規則に従って最低技術点数を満たし、最高技術点数を得た入札書がある請負業者は一位とされ、契約交渉の根拠とするための財政提案書の開札を招聘される。

2. この条項の第 1 項の a 号、b 号、c 号及び d 号に定める技術に関する評価基準については点数を付ける方法を使用する。技術に関する評価基準を作成する時に、最低要求点数は技術得点合計の 70%以上であることを規定しなければならない。この条項の 1 項 d 号に定める場合はその限りではない。

3. 個人であるコンサルタントの場合、入札書評価基準は科学履歴書、技術提案書（該当する場合は）の評価基準である。最良の科学履歴書、技術提案書があり、また TOR の要求を満たす請負業者は一位とされる。

第 41 条 提案書の評価方法

競争提案における提案書の評価方法はこの法律の第 39 条 1 項に定める最低価格法に基づいて実施される。

第 42 条 コンサルティング・サービス提供の入札に関する落札の審査、承認

1. 組織であるコンサルタントは、以下の条件を十分に満たせる場合に落札を検討、提案される。

- a) 合法的な入札書、提案書がある。
 - b) 要求を満たせる技術提案がある。
 - c) 最低価格方式に対する、誤りを訂正、欠陥を調整した後、減価価値（該当する場合は）を引く最低の入札価格。固定価格方式及び技術方式に対する最高の技術得点がある。技術及び価格の総合方式に対する最高合計点数がある。
 - d) 落札提示金額が承認されたパッケージの金額より下回る。承認されたパッケージの推定金額は承認されたパッケージの金額より下回るか上回る場合、この推定金額はパッケージの金額の代わりになり、落札の検討、承認の根拠とする。
2. 個人であるコンサルタントは以下の条件を満たす場合検討され、落札を提案される。

- a) 最良の科学履歴書、技術提案書（該当する場合は）があり、また TOR の要求を満たす。
 - b) 落札提示金額が承認されたパッケージの金額より下回る。承認されたパッケージの推定金額は承認されたパッケージの金額より下回るか上回る場合、この推定金額はパッケージの金額の代わりになり、落札の検討、承認の根拠とする。
3. 選定されない請負業者に対する請負業者選定結果の通知書の中に落札しなかった理由を明記しなければならない。

第 43 条 コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事、混合パッケージに対する落札の検討・承認

1. コンサルティング以外のサービス提供、物品調達、建設工事、混合パッケージを実施する請負業者は以下の条件を満たす場合、落札の検討・提案される。
- a) 合法的な入札書、提案書がある。
 - b) 要求に応じるの能力及び経験がある。
 - c) 要求を満たせる技術提案がある。
 - d) 不足の欠陥は入札価格の 10%を超えない。

d) 最低価格方式に対する、誤りを訂正、欠陥を調整した後、減価価値（該当する場合は）を引く最低の入札価格。評価価格方式に対する最低評価価格がある。技術及び価格の総合方式に対する最高合計点数がある。

e) 落札提示金額が承認されたパッケージの金額より下回る。承認されたパッケージの推定金額承認されたパッケージの金額より下回るか上回る場合、この推定金額はパッケージの価格の代わりに落札の検討、承認の根拠となる。

2. 選定されない請負業者に対する請負業者選定結果の通知書の中に落札しなかった理由を明記しなければならない。

第5章 集中的な調達、常時調達、医薬品・医療物資の購入。公的商品、サービスの提供

第1節 集中的な調達

第44条 集中的な調達の一般規定

1. 集中的な調達とは入札組織の費用、時間、窓口を減らせ、入札の専門性を強化し、経済効果向上に寄与するように、集中的な調達エンティティを通じて請負業者選定のための一般競争入札の実施方法である。

2. 購入必要な物品、サービスが多量で一つ又は多数の機関、組織、企業又は実施主体に同様の物品の種類がある場合、集中的な調達は適用される。

3. 集中的な調達は以下の二つの方法の一つに基づいて実施される。

a) 集中的な調達エンティティは調達ニーズを取りまとめ、請負業者の選定を行い、物品、サービス提供を選定された請負業者と直接契約を締結する。

b) 集中的な調達エンティティは調達ニーズを取りまとめ、請負業者の選定を行い、選定された一社又は他社の請負業者と枠組みの文書を締結する。これを元に、調達ニーズがあるエンティティは物品、サービス提供に選定された請負業者と直接契約を締結する。

4. 集中的な調達エンティティは分担される任務又はニーズがある各エンティティと締結した契約を踏まえて請負業者の選定をする。

5. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第45条 枠組み合意

1. 集中的な調達における枠組み合意とは個別の契約に基づく調達の根拠となる基準及び条件を含む集中的な調達エンティティと選定された一社か多数の請負業者との間の長期的な合意である。
2. 枠組み合意の使用期限は請負業者選定計画の中に規定されるが3年以内とされる。

第2節 常時調達

第46条 適用条件

国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織、社会・職業組織、社会組織、人民武装部隊エンティティ、公立事業エンティティは以下の条件を満たせる場合物品、サービスに対する常時調達が適用される。

1. 常時調達資金を使用する。
2. 機関、組織、エンティティの常時活動を維持するために常時調達の物品、サービスのリストに属する物品、サービスである。

第47条 投資家選定の組織

1. 常時調達における請負業者選定はこの法律の第38条、39条、40条、41条、42条及び43条に従って実施される。
2. 政府は常時調達の詳細を規定する。

第3節 医薬品、医療物資の購入

第48条 医薬品、医療物資提供請負業者の選定

1. 医薬品、医療物資を提供する請負業者の選定に関しては、請負業者選定の形式、方式、計画、プロセス及び入札書、提案書評価方法はこの法律の第1章、3章、4章の規則に従って実施される。
2. 医薬品供給請負業者の選定は価格交渉形式によって実施される。価格交渉形式は一社から2社の生産企業しかない医薬品。後発医薬品。特許期間中の医薬品及び他の特殊のケースの購入パッケージに対して適用される。
3. 落札の検討・提案される請負業者は以下の条件を満たせる時に医薬品の品目ごとに供給する。

a) この法律の第 43 条の 1 項の a 号、 b 号、 d 号、 d 号及び e 号に定められる条件。

b) 医薬品の品質、供給、保管及び使用期限の要件を満たせたと評価された技術提案がある。

4. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第 49 条 集中的な医薬品の購入

1. 集中的な医薬品の購入は国家レベル及び地方省レベルで実施される。

2. 政府が集中的な医薬品の購入及びその実施のロードマップについて規定する。

第 50 条 医薬品購入における優遇措置

医薬品購入における優遇措置はこの法律の第 41 条に基づいて実施される。治療、価格及び供給可能の要件を満たしていると保健省に公表される国内生産の医薬品に関しては、入札招聘書、要求書の中に請負業者が輸入医薬品を提案してはならないことを規定しなければならない。

第 51 条 医薬品、医療物資の入札における国家管理機関の責任

1. 保健省は入札医薬品リスト。集中的な入札医薬品リスト。価格交渉形式を適用される医薬品リストを公布する責任を負う。

2. 政府は医薬品、医療物資の入札及び請負業者選定結果に基づく医薬品、医療物資の価格の公表における各省庁の責任を規定する。

第 52 条 医薬品、医療物資購入費用の清算

公立以外の医療施設は医薬品、医療物資の購入にこの法律の規則の適用を選定しない場合、同じ地域にある省レベルの医療施設が落札した医薬品の品目及び医薬品の単価、医療物資の価格に基づいて医療保険ファンドから適正に清算される。

第 4 節 公的商品、サービス提供

第 53 条 請負業者選定形式

公的商品、サービスを提供する請負業者の選定は一般競争入札、限定入札、指名入札、競争提案、直接購入、自主的に実施の各入札形式によって実施される。

第54条 請負業者選定プロセス

1. 公的商品、サービスを提供する請負業者選定プロセスは以下の通りに実施される。
 - a) 請負業者選定の準備。
 - b) 請負業者選定の組織。
 - c) 入札書、提案書の評価及び契約の交渉。
 - d) 請負業者選定結果の提出、審査、承認及び公表
 - d) 契約の完成、締結。
2. 政府はこの条項の詳細を規定する。

第6章 投資家の選定

第55条. 投資家選定計画

1. 投資家選定計画策定根拠
 - a) プロジェクト承認決定。
 - b) 正式開発支援金、優遇借款を使用するプロジェクトに対する国際条約、国際協定
 - c) 関係する文書
2. 投資家選定計画の内容
 - a) プロジェクト名称
 - b) 投資総額及びプロジェクトの資本総額
 - c) 国家の出資の概算、プロジェクト実施を支援する国家の財政の仕組み（該当の場合）
 - d) 投資家選定の形式及び方式

d) 投資家選定の開始時期

e) 契約形態

g) 契約履行期間

第 56 条. 投資家選定プロセス

1. 投資家選定規程は以下のように実施される。

a) 投資家選定の準備

b) 投資家選定の実施

c) 入札書類、入札提案書類の評価

d) 投資家選定結果の提示、査定、承認、公開

d) 契約交渉、立ち上げ、締結

2. 政府は本条の詳細を定める。

第 57 条. 投資家選定計画書、事前資格審査要請書類、事前資格審査結果、入札依頼書類、要件定義書類及び投資家選定結果の提示、査定、承認

1. 入札主催者が投資家選定計画書、事前資格審査要請書類、事前資格審査結果、入札依頼書類、要件定義書類、投資家選定結果を権限のある者に提示すると同時に、査定組織にも送付する。

2. 査定組織が投資家選定計画書、事前資格審査要請書類、事前資格審査結果、入札依頼書類、要件定義書類、投資家選定結果の査定報告書を作成し、権限のある者に提示する。

3. 権限のある者が提示された書類及び査定報告書に基づき、投資家選定計画書、事前資格審査要請書類、事前資格審査結果、入札依頼書類、要件定義書類、投資家選定結果を承認する。

4. 政府は本条の詳細を定める。

第 58 条. 入札書類の評価方法

1. 入札書類の評価方法はサービス価格方法、国家出資方法、社会利益・国家利益方法及び結合方法を含む。
2. 入札書類の評価標準は能力・経験に関する評価標準、技術に関する評価標準、財政に関する評価標準を含む。
3. 政府は本条の詳細を定める。

第 59 条. 投資家選定における落札の審査、承認

1. 選定される投資家は以下の条件を全部満たさなければならない。
 - a) 有効な入札書類又は入札提案書類を提出すること。
 - b) 能力及び経験に関する要求を満たすこと。
 - c) 技術に関する要求を満たすこと。
 - d) 財政に関する要求を満たすこと。
 - d) プロジェクトが最高の効果を出すこと。
2. 選定されない投資家に対して、投資家選定結果の通知書に落札されない理由を明記すること。

第 7 章.

ネットワーク経由で行われる落札者、投資家の選定

第 60 条. ネットワーク経由で行われる落札者、投資家の選定

1. ネットワーク経由で落札者、投資家の選定を行う時、以下の事項及びプロセスが国家入札ネットワークシステムにおいて実施される。
 - a) 本法第 8 条の規定に従って入札に関する情報の搭載
 - b) 関心表明要請書類、事前資格審査要請書類、入札依頼書類、要件定義書類の搭載
 - c) 入札担保、契約履行担保、共同入札合意の納入

d) 関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の提出、取り下げ

d) 開札

e) 関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の評価

g) 契約締結、決済

h) 他の関連事項

2. 政府はネットワーク経由の入札者・投資家の選定の詳細及び適用路程を定める。

第 61 条. 国家入札ネットワークシステムに対する要求

1. 公開的なものであり、情報へのアクセス、接触を限定しないこと。

2. 国家入札ネットワークシステムにアクセスする時、利用者がリアルタイムを認識できること。国家入札ネットワークシステム上の時間はリアルタイムであり、ネットワーク経由の入札の標準時間であること。

3. 連続的・統一的・安定的に稼働し、情報の安全性を確保すること。ユーザ認証及びデータの安全性・完全性の確保を実現すること。

4. 国家入札ネットワークシステム上の取引の情報を記録し、取引履歴を抽出できること。

5. 閉札時点以降、入札者、投資家が関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類を入札主催者に送付できないことを確保すること。

第 8 章.

契約

第 1 節. 落札者に対する契約

第 62 条. 契約の種類

1. 一括請負契約：

a) 一括請負契約とは、履行期間全体において契約のあらゆる作業内容に対する価格が固定であるものをいう。一括請負契約に対する支払いは履行過程において複数回で、又は契約完成時点に一回で行われる。契約の義務が完成する時まで受注者に支払われる総金額が契約に記載されている価格と一致する。

b) 一括請負契約を適用する時、落札審査・承認の根拠になる入札パッケージの価格は契約履行過程において発生する可能性があるリスク要素の予防費用、通貨切り下げ予防費用を含まなければならない。入札価格は契約の履行過程において発生する可能性があるリスク要素の予防費用及び通貨切り下げ予防費用を含むこと。

c) 一括請負契約は基本の契約とする。本条第2項、第3項に規定されている契約の適用を決定する場合、入札者選定計画を承認する者はこの契約の方が一括請負契約より適切であることを確保しなければならない。簡単な諮問サービス、非諮問サービスを提供する入札パッケージ、小規模の商品購買、建設・組み立て、コンバインの入札パッケージの場合は一括請負契約を適用すること。

d) 建設・組み立て入札パッケージの場合、契約の交渉、立ち上げの過程において、関係者が承認された設計に基づき作業量一覧表を再度確認しなければならない。落札者又は入札主催者が作業量一覧表と設計との不一致を見つけた場合、入札主催者が出資者に報告し、設計との統一性を確保するために作業量の調整の検討・決定を申請する。

d) 一括請負契約を適用する際、プロジェクトの場合は出資者、通常調達の場合は入札主催者、集中調達の場合は集中調達をする単位又は調達需要がある単位が作業量の正確さについて責任を負う。設計書類、入札依頼書類、要件定義書類の作成において諮問者を採用する場合、出資者、入札主催者、集中調達をする単位又は調達需要がある単位と諮問者との契約に、作業量を正確に見積しないことに対する処分、補償に関する各当事者の責任を規定しなければならない。

2. 固定単価の契約

固定単価の契約とは、履行期間全体において契約のあらゆる作業内容に対する単価が固定であるものをいう。落札者に支払われる金額は規定によって実際に検収される作業量と契約に記載されている固定単価で計算される。

3. 調整単価の契約

調整単価の契約とは、契約のあらゆる作業内容に対する単価が契約の合意事項に準拠して調整可能とするものをいう。落札者に支払われる金額は規定によって実

際に検収される作業量と契約に記載されている単価、又は調整された単価で計算される。

4. 時間単位の契約

時間単位の契約は諮問サービス提供の入札パッケージに適用される契約とする。契約価格は月、週、日、時の勤務時間及び報酬以外の費用に基づき見積られる。落札者に支払われる金額は、勤務時間の実績及び契約に記載されている役割・作業毎に該当する報酬額で計算される。

第 63 条. 契約の書類

1. 契約の書類は以下のものを含む。

a) 契約書

b) 作業範囲の詳細項目一覧表、価格表、履行進捗（該当の場合）を含む契約の付録

c) 落札者選定結果の承認決定書

2. 本条第 1 項に規定されている資料に加えて、入札パッケージの規模、性質に応じて契約書類は以下の資料の幾つかも含む場合がある。

a) 契約終結議事録

b) 基本条件、個別条件を含む当事者間の契約条件に関する合意書

c) 選定された落札者の入札書類、入札提案書類及び入札書類、入札提案書類の説明資料

d) 入札依頼書類、要件定義書類及び入札依頼書類、要件定義書類の訂正・補足資料

d) 関連する資料

3. 契約の範囲内に属する内容の変更があった場合、当事者が契約補足付録を締結しなければならない。

第 64 条. 契約締結条件

1. 締結時点に落札者の入札書類、入札提案書類が有効であること。
2. 締結時点に選定された落札者が入札パッケージを実施するための技術・財政能力の要求を満たすことを確保すること。必要な場合、プロジェクトの場合は出資者、通常調達の場合は入札主催者、集中調達の場合は集中調達をする単位又は調達需要がある単位が落札者の能力に関する情報を確認する。入札パッケージの実施要求を満たす場合のみ契約締結を実施する。
3. プロジェクトの場合は出資者、通常調達の場合は入札主催者、集中調達の場合は集中調達をする単位又は調達需要がある単位は、入札パッケージの展開進捗を守るために、立替金額、支払い金額、実施敷地及び他の必要な条件を確保しなければならない。

第 65 条. 選定された落札者に対する契約

1. 落札者を選定できた後、プロジェクトの場合は出資者、通常調達の場合は入札主催者、集中調達の場合は集中調達をする単位又は調達需要がある単位及び選定された落札者が入札パッケージ実施契約を締結しなければならない。共同入札の場合、共同入札の参加メンバー全員が直接に契約書に署名し、押印する（該当の場合）こと。当事者間に締結される契約は本法の規定及び関連の法令の規定を遵守すること。
2. 一つの入札パッケージが単一か複数の契約で実施される。一つの契約において本法第 62 条に定められている単一か複数の契約の種類を適用できる。複数の契約種類を適用する場合、具体的な作業事項毎に該当する契約種類を明確に規定すること。
3. 当事者間に締結される契約は入札依頼書類、要件定義書類、入札書類、入札提案書類、契約の交渉結果、落札者選定結果の承認決定の内容に合致しなければならない。
4. 契約価格が落札価格を超えてはいけない。入札依頼書類、要件定義書類に含まれない作業の追加で契約価格が落札価格を超えた場合、契約価格が承認された入札パッケージの価格、又は予算を超えないことを確保しなければならない。プロジェクト、調達予算が複数の入札パッケージを含む場合、契約の合計価格が承認された投資総額、調達予算を超えてはならない。
5. 政府が入札に関連する契約の内容を定める。

第 66 条. 契約履行担保

1. 諮問サービスを提供する落札者、共同体の自己実施及び実施参加形態で選定された落札者を除き、契約履行担保は選択された落札者に対して適用される。
2. 選定された落札者は契約が発効する時点までに契約履行担保措置を実施しなければならない。
3. 入札パッケージの規模、性質に基づき、契約履行担保額は入札依頼書類、要件定義書類に規定され、落札価格の2%～10%とする。
4. 契約履行担保の有効期間は契約の発効日から各当事者が契約の義務を完成させる日、又は瑕疵義務の実施に入る日（瑕疵に関する規定があった場合）までとする。契約履行期間を延長する必要な場合、契約履行担保の有効期間も合わせて延長することを落札者に求めること。
5. 以下の場合、落札者が契約履行担保を返還されない。
 - a) 契約が発効したのに契約の実施を拒否する場合
 - b) 契約の合意事項を違反する場合
 - c) 自分の過失で契約の進捗遅れを発生させたのに契約履行担保の有効期間の延長を拒否する場合

第 67 条. 契約調整原則

1. 契約調整は契約書、契約の条件に関する合意書（該当の場合）に具体的に規定されること。
2. 契約調整は契約の有効期間内のみ適用される。
3. 契約価格の調整は固定単価の契約、調整単価の契約及び時間単位の契約のみに適用される。
4. 調整後の契約価格が承認された入札価格又は予算を超えてはいけない。プロジェクト、調達予算が複数の入札パッケージを含む場合、調整後の契約価格合計が承認された投資総額、調達予算を超えないことを確保しなければならない。
5. 調整単価の契約の場合、単価の調整は、価格を変える要素が発生する時点から実施され、契約書に記載されている進捗、又は本条第 6 項、第 7 項の規定に従って調整された進捗の通りに実施される作業量分のみに適用される。

6. 契約履行進捗は以下の場合のみ調整される。

- a) 契約に参加する当事者の違反又は過誤に関係しない不可抗力の場合
- b) 客観的な要求のため作業範囲、設計、建設措置の変更が発生し、契約履行進捗に影響を与える場合
- c) 敷地の渡しが契約の合意と一致せぬ、契約履行進捗に影響を与えるが、その原因は落札者の過失ではない場合

7. 契約履行進捗の調整がプロジェクトの完成進捗を延長しない場合、契約に参加する当事者が交渉し、その調整を合意する。契約履行進捗の調整がプロジェクトの完成進捗を延長する場合、権限のある者に報告し、検討・決定を申請する。

第2節. 投資家に対する契約

第68条. 契約の種類

投資家選定における契約は、建設・運営・譲渡契約（BOT）、建設・譲渡・運営契約（BTO）、建設・所有・運営契約（BOO）、建設・譲渡契約（BT）、及び投資の関連法令の規定に準拠するその他の契約種類を含む。

第69条. 契約の書類

1. 契約の書類は以下のものを含む。

- a) 契約書
- b) 契約付録（該当の場合）
- c) 契約交渉議事録
- d) 投資家選定結果の承認決定書
- d) 基本条件、個別条件を含む当事者間の契約条件に関する合意書
- e) 選定された投資家の入札書類、入札提案書類及び入札書類、入札提案書類の説明資料
- g) 入札依頼書類、要件定義書類及び入札依頼書類、要件定義書類の訂正・補足資料

h) 関連する資料

2. 契約の範囲内に属する内容の変更があった場合、当事者が契約補足付録を締結しなければならない。

第70条. 契約締結条件

1. 締結時点に投資家の入札書類、入札提案書類が有効であること。
2. 締結時点に選定された投資家がプロジェクトを実施するための技術・財政能力の要求を満たすことを確保すること。必要な場合、権限のある者が投資家の能力に関する情報を確認する。プロジェクトの実施要求を満たす場合のみ契約締結を実施する。
3. 権限のある国家機関は、プロジェクトの展開進捗を守るために、国家の出資分、実施敷地及び他の必要な条件を確保しなければならない。

第71条. 選定された投資家に対する契約

1. 投資家を選定できた後、権限のある国家機関が選定された投資家、又は選定された投資家及びプロジェクト企業との契約を締結する。共同投資の場合、共同投資の参加メンバー全員が直接に契約書に署名し、押印する（該当の場合）こと。当事者間に締結される契約は本法の規定及び関連の法令の規定を遵守すること。
2. 当事者間に締結される契約は入札依頼書類、要件定義書類、入札書類、入札提案書類、契約の交渉結果、投資家選定結果の承認決定及び投資合意書の内容に合致しなければならない。

第72条. 契約履行担保

1. 選定された投資家は契約が発効する時点までに契約履行担保措置を実施しなければならない。
2. プロジェクトの規模、性質に基づき、契約履行担保額は入札依頼書類、要件定義書類に規定され、プロジェクトの投資総額の1%～3%とする。
3. 契約履行担保の有効期間は、契約が正式に締結される日から工事が契約の規定によって完了し、検収される日、又はサービスの提供を確保する全条件が完了する日までとする。契約履行期間を延長する必要な場合、契約履行担保の有効期間も合わせて延長することを投資家に求めること。

4. 以下の場合、投資家が契約履行担保を返還されない。
- a) 契約が発効したのに契約の実施を拒否する場合
 - b) 契約の合意事項を違反する場合
 - c) 自分の過失で契約の進捗遅れを発生させたのに契約履行担保の有効期間の延長を拒否する場合

第9章.落札者、投資家の選定における各側の責任

第73条.権限のある者の責任

1. 本法の第74条第1項のaに定められている場合を除き、落札者、投資家の選定計画を承認する。
2. 落札者・投資家の選定過程における建議を解決する。
3. 本法の規定及び関連法令の他の規定に従って、入札に関する違反を対処する。
4. 本法第17条第2、3、4項の規定に従って入札を取り消す。
5. 入札又は関連法令の他の規定に関する違反を検出した場合、入札会を停止し、落札者、投資家の選定結果を否認し、又は出資者、入札主催者の決定の失効を公言する。
6. 入札、契約履行の検査、監視、監察を実施する。
7. 落札者選定に対して、本条第1、2、3、4、5及び6項の規定に加えて、権限のある者は以下の責任を負う。
 - a) 入札に関する法令の規定及びプロジェクト、入札パッケージの要件が満たされない場合、出資者の任務及び権限を調整する。
 - b) 入札に関する検査、監視、監察、建議解決、違反对処及び本条第4、5項に規定されている作業用書類、資料の提供を出資者、入札主催者に求める。
 - c) 本法の第86条第2項のaに従って、出資者の申請に応じて複雑な事情の対処に対する意見を出す。

8.投資家の選定に対して、本条第 1、2、3、4、5 及び 6 項の規定に加えて、権限のある者は以下の責任を負う。

a) 入札主催者の選定を決める。

b) 事前資格審査要請書類、事前資格審査結果、入札依頼書類、要件定義書類、投資家選定結果を承認する。

c) 事情の対象を決める。

d) 契約を締結し、契約の履行を管理する。

d) 本法の第 17 条第 2 項の規定に従って入札を取り消す。

e) 入札に関する検査、監視、監察、建議解決、違反对処及び本条第 4、5 項に規定されている作業用書類、資料の提供を入札主催者に求める。

9.投資家選定、通常調達に対する本法の規定の条件を満たす人材で入札主催者を設立することを定める。人材の条件が満たされない場合、入札の専門組織を入札主催者、又は入札主催者の幾つかの任務の施行者として選定すること。

10. 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。

11.上位機関、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて本条の規定の施行を解明する。

12. 本法の規定に従って他の責任を負う。

第 74 条.出資者の責任

1. 落札者の選定過程における以下の事項を承認する。

a) プロジェクトの承認が決定される前に入札パッケージが実施される場合の落札者選定計画書

b) 関心表明要請書類、事前資格審査要請書類、ショートリスト

c) 入札依頼書類、要件定義書類

d) 入札者ランキング一覧

d) 落札者選定結果

2. 落札者との契約を締結し、又は契約の締結権限を委任し、契約の履行を管理する。
3. 本法の規定の条件を満たす人材で入札主催者を設立することを決める。人材の条件が満たされない場合、入札の専門組織を入札主催者、又は入札主催者の幾つかの任務の施行者として選定すること。
4. 事情の対象を決める。
5. 落札者の選定過程における建議を解決する。
6. 落札者の選定過程における関連資料の機密を保護する。
7. 保管に関する法令の規定及び政府の規定に従って、落札者の選定過程における関連情報を保管する。
8. 入札事業の年次報告を行う。
9. 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。
10. 本法の第 17 条第 1 項の規定に従って入札を取り消す。
11. 落札者の選定過程に関する法的責任及び権限のある者に対する責任を負う。
12. 権限のある者、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連の情報、資料を提供し、本条の規定の施行を解明する。
13. 出資者・入札主催者が同一の場合、本法の第 75 条に定められている責任を実施しなければならない。
14. 本法の規定に従って他の責任を負う。

第 75 条.入札主催者の責任

1. プロジェクトに属する入札パッケージの落札者の選定に対して
 - a) 落札者選定を準備する。落札者の選定、及び関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の評価を実施する。

- b) 専門家チームの設立を決定する。
- c) 書類の評価過程において、関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の明確化を入札者に求める。
- d) ショートリスト選定結果、落札者選定結果を提示する。
- d) 落札者と交渉し、契約を完成する。
- e) 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。
- g) 落札者の選定過程における資料の機密を保護する。
- h) 落札者の選定過程の忠実性、客観性、公平性を確保する。
- i) 入札新聞及び国家入札ネットワークシステムに情報を提供する。権限のある者、出資者、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連情報、資料を提供し、本項に定められている規定の施行を解明する。
- k) 落札者の選定過程に関する法的責任及び出資者に対する責任を負う。

2.通常調達における落札者の選定に対して、本条第 1 項の a、b、c、d、d、e、g、h と i の規定に加えて、入札主催者は以下の責任を実施しなければならない。

- a) 入札依頼書類、要件定義書類を承認する。
- b) 落札者選定結果を承認する。
- c) 落札者との契約を締結し、その契約の履行を管理する。
- d) 事情の対象を決める。
- d) 落札者の選定過程における建議を解決する。
- e) 本法の第 17 条第 1 項の規定に従って入札を取り消す。
- g) 落札者の選定過程に関する法的責任及び権限のある者に対する責任を負う。
- h) 保管に関する法令の規定及び政府の規定に従って、落札者の選定過程における関連情報を保管する。

i) 入札新聞及び国家入札ネットワークシステムに情報を提供する。権限のある者、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連情報、資料を提供し、本項に定められている規定の施行を解明する。

k) 入札事業の年次報告を行う。

3.投資家の選定に対して

a) 本法の規定に従って、投資家の選定を準備し、投資家の選定及び事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の評価を実施する。

b) 専門家チームの設立を決定する。

c) 書類の評価過程において、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の明確化を投資家に求める。

d) 事前資格審査要請書類、事前資格審査結果、入札依頼書類、要件定義書類、投資家選定結果を提示する。

d) 契約を投資家と交渉する。

e) 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。

g) 投資家の選定過程における各資料の機密を保護する。

h) 保管に関する法令の規定及び政府の規定に従って、投資家の選定過程における関連情報を保管する。

i) 投資家の選定過程における建議を解決する。

k) 投資家の選定過程の忠実性、客観性、公平性を確保する。

l) 入札新聞及び国家入札ネットワークシステムに情報を提供する。権限のある者、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連情報、資料を提供し、本項に定められている規定の施行を解明する。

4. 本法の規定に従って他の責任を負う。

第76条. 専門家チームの責任

1. 任務を忠実・公平・客観的に施行する。

2. 要求の通り、関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類を評価する。
3. 関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類の評価結果及び入札者・投資家ランキング一覧を入札主催者に報告する。
4. 落札者・投資家の選定過程における関連資料の機密を保護する。
5. 自分の意見を保留する。
6. 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。
7. 権限のある者、出資者、入札主催者、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連の情報、資料を提供し、本条の規定の施行を解明する。
8. 本法の規定に従って他の責任を負う。

第 77 条. 入札者、投資家の責任

1. 関心表明要請書類、事前資格審査要請書類、入札依頼書類、要件定義書類の明確化を入札主催者に求める。
2. 締結した契約の約定、及び下請者との約定(該当の場合)を履行する。
3. 入札参加過程における建議、不服申立、告訴告発をする。
4. 入札に関する法令の規定を遵守する。
5. 入札参加、建議、不服申立、告訴告発の過程の忠実性、正確性を確保する。
6. 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。
7. 権限のある者、出資者、入札主催者、査察・検査機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連の情報、資料を提供し、本条の規定の施行を解明する。
8. 本法の規定及び関連の法令の規定に従って他の責任を負う。

第 78 条. 審査組織の責任

1. 独立に活動し、審査を実施する時に本法の規定及び関連の法令の規定を遵守する。

2. 関連資料を十分に提供することを出資者、入札主催者に求める。
3. 審査過程における各資料の機密を保護する。
4. 審査過程の忠実性、客観性、公平性を確保する。
5. 意見を保留し、審査報告書に関する責任を負う。
6. 自分の過失に起因した損害を法令の規定に従って利害関係者に賠償する。
7. プロジェクトの場合は権限のある者・出資者、通常調達・集中調達の場合は入札主催者、検査・査察機関、国家入札活動管理機関の要求に応じて関連の情報、資料を提供し、本条の規定の施行を解明する。
8. 本法の規定に従って他の責任を負う。

第 79 条.国家入札ネットワークシステムに参加する入札主催者の責任

本法の第 75 条に規定されている責任に加えて、国家入札ネットワークシステムに参加する入札主催者は以下の責任を負う。

1. 電子入札の要件を満たす情報技術基盤を備える。
2. 与えられた電子証明書を管理し、秘密キーの情報を漏らさない。入札主催者の電子証明書が失われた場合、又は電子証明書の不正使用が検出された場合、その電子証明書を削除し、新しい電子証明書を発行するために直ちにその旨を電子署名認証サービスを提供する組織に通知しなければならない。電子証明書の有効期間を延長し、入札実施過程の途中で電子証明書の有効期間がきれないことを確保する。
3. 自分の電子証明書でログインして、国家入札ネットワークシステムに登録・搭載した情報の正確性及び忠実性に関する法的責任を負う。
4. 国家入札ネットワークシステムに入力した情報の搭載を検査・確認する。
5. 本法の規定及び関連の法令の規定を遵守する。

第 80 条.国家入札ネットワークシステムに参加する入札者、投資家の責任

本法の第 77 条に規定されている責任に加えて、国家入札ネットワークシステムに参加する入札者、投資家は以下の責任を負う。

- 1.電子入札に参加する際の情報技術基盤を備える。
- 2.与えられた電子証明書を管理し、秘密キーの情報を漏らさない。入札者、投資家に属する利用者が電子証明書を失った場合、又は自分の機関の電子証明書が第三者により不正使用されていることを検出した場合、直ちに電子署名認証サービスを提供する組織の指導に従って電子証明書の秘密キーを変更し、電子証明書を削除しなければならない。電子証明書の有効期間を延長し、入札実施過程の途中で電子証明書の有効期間がきれないことを確保する。
- 3.自分の電子証明書でログインして、国家入札ネットワークシステムに登録・搭載した情報の正確性及び忠実性に関する法的責任を負う。
- 4.電子入札に参観する際、入札者、投資家のネットワークシステムの事故で資料が開けなく、読めなくなっただけの場合の結果に対する責任を負う。
- 5.本法の規定及び関連の法令の規定を遵守する。

第 10 章.入札活動の国家管理

第 81 条. 入札活動の国家管理内容

- 1.入札に関する法規規範文書及び政策の発行、一般化、宣伝、指導、施行を行う。
2. 入札参加資格を供与する。
3. 入札に関する養成、訓練を管理する。
4. 入札活動の実施状況をまとめて、評価・報告する。
5. 全国範囲における入札に関する情報システム及びデータベースを管理する。
- 6.本法の規定及び関連の法令の規定に従って、入札における監察、監視、検査、査察、建議・不服申立・告訴告発の解決、及び入札に関する法律違反の対処を行う。
7. 入札における国際協力を実施する。

第 82 条. 政府、首相の責任

1. 政府は全国範囲における入札活動に関する国家管理を統一する。

2. 首相は以下の責任を実施する。

a) 自分の権限範囲内に属するプロジェクトに対して、本法の第 73 条に規定されている入札に関する事項を決める。

b) 特別なケースの場合、落札者、投資家の選定の提案を承認する。

c) 本法の規定及び関連の法令の他の規定に従って、入札における査察、不服申立・告訴告発の解決、違反对処を指導する。

d) 本法の規定及び関連の法令の他の規定に従って他の責任を負う。

第 83 条. 計画投資省の責任

1. 本法の第 81 条の規定に従って、政府に対する責任を負い、全国範囲における入札活動に関する国家管理を統一する。

2. 本条第 1 項の規定に加えて、計画投資省は以下の責任を持つ。

a) 首相の検討・決定権限の範囲内に属するプロジェクトの落札者、投資家の選定結果を審査する。

b) 国家入札ネットワークシステム及び入札新聞を構築・管理し、使用を指導する。

c) 政府、首相により与えられる入札に関する他の任務を実施する。

第 84 条. 省・省級機関及び各級の人民委員会の責任

省・省級機関及び各級の人民委員会は自分の任務・権限の範囲内に以下の責任を負う。

1. 入札の管理を実施する。

2. 入札活動の実施状況をまとめて、評価・報告する。

3. 入札活動における建議を解決する。

4. 入札に関する検査、査察、不服申立・告訴告発の解決、法律違反の対処を行う。

5. 入札事業を担当する幹部、公務員、職員に対する入札に関する知識を養成する。

6.大臣、省級機関の機関長、各級の人民委員会の委員長が権限のある者の場合、本法の第73条に、出資者の場合、本法の第74条に規定されている責任を実施しなければならない。

第85条.国家入札ネットワークシステムの運用組織の責任

- 1.国家入札ネットワークシステムを管理・運用する。
- 2.規定に従って電子入札過程における情報機密を保護する。
- 3.電子入札及び国家入札ネットワークシステムへの情報登録・搭載に関する案内サービスを出資者、入札主催者、入札者、投資家に提供する。
- 4.調査、監察、監視、検査、査察、監査向けの情報を保管する。
- 5.電子入札に参加する時の利用者の情報技術基盤の要件を公表する。

第86条.事情対処

1.事情対処とは入札に関する法令に明確で、具体的に規定されず、入札において発生したことの解決である。事情の対処を決める者は以下の原則を確保した上、自分の決定に対する法的責任を負うものとする。

a) 競争性、公平性、透明性及び経済効率性

b) 落札者、投資家の選定計画、関心表明要請書類・事前資格審査要請書類・入札依頼書類・要件定義書類・関心表明書類・事前資格審査申請書類・入札書類・入札提案書類、落札者、投資家の選定結果、選定された落札者・投資家と締結した契約、入札パッケージ・プロジェクトの展開実績に基づく。

2. 入札における事情の対処権限

a) プロジェクトに属する入札パッケージの落札者選定の場合、事情の対処を決めるのは出資者とする。複雑なケースの場合、権限のある者の意見を受けた後、出資者が事情の対処を決める。

b) 通常調達、集中調達における落札者選定の場合、事情の対処を決めるのは入札主催者とする。

c) 投資家の選定の場合、事情の対処を決めるのは権限のある者とする。

3. 政府は本条の詳細を定める。

第 87 条. 入札活動の査察、検査及び監視

1. 入札活動の査察

a) 入札活動は、本法に規定されている入札活動に関連する組織、個人に対して実施される。

b) 入札活動の査察は入札分野における専門査察とする。入札に関する査察の組織及び活動は査察に関する法令の規定に従って実施される。

2. 入札活動の検査

a) 入札活動の検査は、各省・業界・地方・企業の入札に関する案内文書の発行の検査、入札に関する訓練の検査、落札者・投資家の選定結果の策定及び承認の検査、落札者・投資家の選定実施の検査、契約締結及び入札に関連する他の活動の検査を含む。

b) 検査の権限を持つ機関の機関長の決定に従って、入札の検査が常に、又は突発的に実施される。

3. 入札活動の監視

入札活動の監視は権限のある者の通常の作業であり、落札者・投資家の選定過程が本法の規定を遵守することを確保する。

4. 政府は本条の詳細を定める。

第 88 条. 不服申立、告訴告発

入札に関する不服申立・告訴告発及びその解決は不服申立・告訴告発に関する法令の規定に従って実施される。

第 11 章. 禁止行為及び入札に関する違反の対処

第 89 条. 入札における禁止行為

1. 賄賂の受け取り・引き渡し・中継ぎ

2. 役職・権限を悪用した入札活動への不法的な干渉

3.以下の行為を含む 入札談合

- a) 談合に参加した一方の当事者、或いは複数の当事者に落札させるように入札からの脱退又は以前提出された入札参加申込書の差し戻しの談合
- b) 一方の当事者に落札させるように、片側の当事者又は複数当事者が入札参加者向けの入札書類を準備することの談合
- c) 談合に参加しない当事者に対する商品の供給の拒絶、下請契約の締結の拒否又は困難を与える他の行為の談合

4.以下の行為を含む詐欺

- a) 経済的な利益或いは他の利益の獲得、又はいずれの義務の回避を目指した一方の当事者の入札における情報・書類・資料の意図的誤記或いは捻じ曲げ
- b) 関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類を直接に評価し、ショートリスト選定結果、落札者・投資家の選定結果を直接に審査する個人の、落札者・投資家の選定結果を曲げる意図的誤報、又は忠実でない情報の提供
- c) 入札者、投資家の、落札者・投資家の選定結果を曲げる関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類にある忠実でない情報の故意提供

5.以下の行為を含む阻害

- a) 証拠の破壊・偽造・変造・隠匿又は事実でないことを報告する行為。監視・検査・査察・監察の権限がある機関との賄賂の受け取り・引き渡し・中継ぎ、詐欺又は黙認の行為の明確化の阻止を図ったいずれの当事者に対する威嚇、擾乱、口ぶり。
- b) 入札者、投資家、監視・検査・査察・監察の権限がある機関に対する阻害行為。

6.以下の行為を含む公平性・透明性の非確保

- a) 入札者、投資家として、自分が入札主催者、出資者であり、又は入札主催者、出資者の任務を実施する入札パッケージ、プロジェクトの入札への参加
- b) 同一入札パッケージ、プロジェクトに対する関心表明要請書類、事前資格審査要請書類、入札依頼書類、要件定義書類の作成及び審査への参加

c) 同一入札パッケージ、プロジェクトに対する入札書類、入札提案書類の評価及び落札者、投資家の選定結果の審査への参加

d) 入札主催者、出資者に属する個人が落札者・投資家の選定過程に直接に参加し、又は専門家チーム、落札者・投資家の選定結果審査チームに参加する行為。自分の実両親、義両親、夫婦、実子、養子、嫁、婿、実の兄弟姉妹が入札者、或いは入札者・投資家の法定代表者として入札参加する入札パッケージ、プロジェクトに対して、権限のある国家機関の機関長、出資者、入札主催者を担当する行為。

d) 入札者が自分が以前に諮問サービスを提供した商品調達、建設の入札パッケージの入札に参加する行為。

e) 自分が勤務した機関組織が出資者、入札主催者であるプロジェクトに属する入札パッケージにその機関組織退職から 12 ヶ月期間以内に入札者として参加する行為。

g) 監視諮問の落札者が自分が監視する入札パッケージの検定諮問を実施する行為。

h) 本法の規定に定められている条件を満たさない場合でも公開入札形式以外の落札者・投資家の選定形式を適用する行為。

i) 公開入札、限定入札形式を適用する商品調達、建設の入札パッケージ、或いはコンプレックス入札パッケージに対する入札依頼書類において商品の銘柄、原産地の具体的な要件を挙げる行為。

k) プロジェクト、調達予算を本法の規定に違反する入札パッケージに分けて、指名入札又は入札者の参加の限定を図る。

7. 本法の第 73 条第 7 項の b 及び第 8 項の e、第 74 条第 12 項、第 75 条第 1 項の i、第 76 条第 7 項、第 78 条第 7 項、第 92 条第 2 項の d 及び第 4 項の d を除き、落札者、投資家の選定過程に関する以下の資料、情報の口外、受入。

a) 規定されている発行時点の前の関心表明要請書類、事前資格審査要請書類、入札依頼書類、要件定義書類 の内容

b) ショートリスト、落札者、投資家の選定結果を公開する前の関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類、メモ帳、入札評価会議の議事

録、関心表明書類、事前資格審査申請書類、入札書類、入札提案書類毎に対するコメント、評価意見の内容

c) 落札者、投資家の選定結果を公開する前の入札書類、入札提案書類の評価過程における入札主催者の入札書類、入札提案書類に関する明確化の要求内容及びその入札者、投資家の回答

d) 落札者、投資家の選定結果を公開する前の落札者、投資家の選定過程における入札主催者の報告書、専門家チームの報告書、審査報告書、諮問落札者の報告書、関連の専門機関の報告書

d) 規定に従って公開可能になる時点の前の落札者、投資家の選定結果

e) 落札者、投資家の選定過程において法令の規定に従って秘密のハンコが押された他の資料

8. 以下の行為を含む入札の譲渡

a) 落札者が他の入札者に入札パッケージに属し、締結した契約の金額の 10%以上又は 10%未満でかつ 500 億ドン以上の価値（下請者の責任に属する作業分を引いた後）を持つ作業分を譲渡する行為

b) 出資者、監視諮問者が落札者の実施責任に属する作業（契約書に記載される下請者の責任に属する作業分を除く）の譲渡を承認する行為

9. 入札パッケージの資金源が未確定の状態での落札者の選定を実施し、落札者の資本の停滞を招く行為

第 90 条. 違反对処

1. 入札に関する法令及び関連の法令の他の規定に違反した組織個人はその違反の性質、程度に応じて懲戒処分をされ、行政違反処理をされ、又は刑事責任を追求される。入札に関する法令に対する違反行為が国家の利益、組織個人の合法的な権利及び利益に損害を与える場合、法令の規定に従ってその損害を賠償しなければならない。

2. 本条第 1 項の規定に従った対処に加え、違反の性質、程度に応じて、入札に関する法令に違反した組織個人は入札活動への参加を禁止され、国家入札ネットワークシステム上の違反入札者一覧に登録される。

3. 入札活動への参加の禁止権限は以下のように規定される。

a) 権限のある者は自分の管理範囲内にあるプロジェクト、調達予算に対する入札活動への参加の禁止決定を発行する。重大な違反の場合、省、業界、地方の管理範囲内にある入札活動への参加の禁止決定の発行を大臣、省級機関の機関長、省・中央直轄市人民委員会委員長に提議し、又は全国範囲における入札活動への参加の禁止決定の発行を計画投資省大臣に提議する。

b) 大臣、省級機関の機関長、省・中央直轄市人民委員会委員長は、本項の a の規定に従って権限のある者が提議する場合に対して、自分の省、業界、地方の管理範囲内にある入札活動への参加の禁止決定を発行する。

c) 計画投資省大臣は、本項の a の規定に従って権限のある者が提議する場合に対して、全国範囲における入札活動への参加の禁止決定を発行する。

4.違反の公開対処

a) 違反对処決定書を対処される組織個人及び関連の機関組織に送達しなければならない。また、監察、纏めのために同時に計画投資省に送付すること。

b) 違反对処決定書は入札新聞、国家入札ネットワークシステムに搭載されるものとする。

5. 政府は本条の詳細を定める。

第 12 章.入札における建議及び紛争の解決

第 1 節. 入札における建議の解決

第 91 条. 入札における建議の解決

1. 自分の合法的な権利及び利益に影響が与えられることを発見した場合、入札者、投資家は以下の権限を持つ。

a) 本法の第 92 条に規定されている建議解決規程に従って、落札者、投資家の選定過程における問題、落札者・投資家の選定結果について入札主催者、出資者、権限のある者に建議する。

b) 建議解決過程の最中でも建議解決結果が出た後でも、いつでも裁判所に起訴することが可能とする。

2.裁判所に起訴した入札者、投資家は建議を入札主催者、出資者、権限のある者に送付しない。建議解決過程の最中に入札者、投資家が裁判所に起訴する場合、その建議解決が直ちに終了される。

第92条.建議の解決規程

1. 落札者の選定過程における問題に関する建議の解決規程は以下の通り。

a) 入札者は、事情が発生した時から落札者選定結果の通知が出る前に、プロジェクトの場合は出資者に、通常調達・集中調達の場合は入札主催者に書面で建議を送付することが可能とする。

b) 入札者の建議書の受信日から 7 営業日以内、出資者、入札主催者は建議の解決書を入札者に送付しなければならない。

c) 出資者、入札主催者が建議の解決書を出せず、又は入札者が建議解決結果を合意しない場合、回答期限日或いは出資者、入札主催者の建議解決書の受信日から 5 営業日以内に入札者が権限のある者に建議書を送付する権限を持つ。

d) 権限のある者は、入札者の建議書の受信日から 5 営業日以内に建議解決書を入札者に送付すること。

2. 落札者選定結果に関する建議の解決規程は以下の通り。

a) 入札者は、落札者選定結果の通知が出た日から 10 日以内に、プロジェクトの場合は出資者に、通常調達・集中調達の場合は入札主催者に書面で建議を送付する。

b) 入札者の建議書の受信日から 7 営業日以内、出資者、入札主催者は建議の解決書を入札者に送付しなければならない。

c) 出資者、入札主催者が建議の解決書を出せず、又は入札者が建議解決結果を合意しない場合、回答期限日或いは出資者、入札主催者の建議解決書の受信日から 5 営業日以内に入札者が権限のある者と建議解決諮問委員会に建議書を送付する権限を持つ。中央級の建議解決諮問委員会は計画投資省大臣により設立される。省・省級機関のものは大臣、省級機関の次官により設立される。地方級の建議解決諮問委員会はその地方における国家入札活動管理機関の機関長により設立される。

d) 建議書を受信する時、建議解決諮問委員会は検討用情報の提供を入札者、出資者、入札主催者及び関連の機関に求める権限を持つ。入札者の建議書を受信日から 20 日以内に建議の回答方案・内容を権限のある者に書面で報告する。

d) 必要な場合、建議解決諮問委員会は入札者の建議書に基づき入札会の一時停止を権限のある者に提案する。承認の場合、建議解決諮問委員会の提案書を受信日から 5 営業日以内に、権限のある者は入札会の一時停止を通知する文書を出すこと。入札会の一時停止を通知する文書の発行日から 3 営業日以内にその文書を出資者、入札主催者、入札者に送達しなければならない。入札会の一時停止期間は出資者、入札主催者がその停止通知書を受信する日から権限のある者が建議解決書を発行する日までとする。

e) 権限のある者は、建議解決諮問委員会の書面である意見を受信する日から 5 営業日以内に落札者選定結果に関する建議の解決決定書を発行すること。

3.投資家の選定における問題に関する建議の解決規程は以下の通り。

a) 投資家は、事情が発生した時から投資家選定結果の通知が出る前に書面で建議を入札主催者に送付する。

b) 投資家の建議書を受信日から 15 日以内に、入札主催者は建議の解決書を投資家に送付しなければならない。

c) 入札主催者が建議の解決書を出せず、又は投資家が建議解決結果を合意しない場合、回答期限日或いは入札主催者の建議解決書を受信日から 5 営業日以内に投資家が権限のある者に建議書を送付する権限を持つ。

d) 権限のある者は、投資家の建議書を受信日から 5 営業日以内に建議解決書を投資家に送付すること。

4.投資家選定結果に関する建議の解決規程は以下の通り。

a) 投資家は、投資家選定結果の通知が出た日から 10 日以内に、入札主催者に書面で建議を送付する。

b) 投資家の建議書を受信日から 15 日以内に、入札主催者は建議の解決書を投資家に送付しなければならない。

c) 入札主催者が建議の解決書を出せず、又は投資家が建議解決結果を合意しない場合、回答期限日或いは入札主催者の建議解決書を受信日から 5 営業日以内に投資家が権限のある者と建議解決諮問委員会に建議書を送付する権限を持つ。

d) 建議書を受信する時、建議解決諮問委員会は検討用情報の提供を投資家、入札主催者及び関連の機関に求める権限を持つ。投資家の建議書を受信日から 30 日以内に建議の回答方案・内容を権限のある者に書面で報告する。

d) 必要な場合、建議解決諮問委員会は投資家の建議書に基づき入札会の一時停止を権限のある者に提案する。承認の場合、建議解決諮問委員会の提案書を受信日から 10 日以内に、権限のある者は入札会の一時停止を通知する文書を出すこと。入札会の一時停止を通知する文書の発行日から 5 営業日以内にその文書を入札主催者、投資家に送達しなければならない。入札会の一時停止期間は出資者、入札主催者がその停止通知書を受信する日から権限のある者が建議解決書を発行する日までとする。

e) 権限のある者は、建議解決諮問委員会の書面である意見を受信する日から 10 日以内に投資家選定結果に関する建議の解決決定書を発行すること。

5.入札者、投資家が本条に規程されている建議解決規程を遵守せず、直接に建議書を権限のある者に送付する場合、その建議書を検討・解決しない。

6. 政府は本条の詳細を定める。

第 2 節. 裁判所における入札に関する紛争の解決

第 93 条. 解決原則

裁判所における入札に関する紛争の解決は民事訴訟法の規定に従って実施される。

第 94 条. 裁判所に対する一時緊急措置の適用の要請権限

起訴の時、各当事者は入札締め切り、ショートリストの承認、落札者、投資家の選定結果の承認、契約締結、契約履行の停止、及び法令の規程に従う他の一時緊急措置の適用を裁判所に要請する権限を持つ。

第 13 章. 施行条項

第 95 条. 施行力

1. 本法は 2014 年 7 月 1 日より施行される。
2. 入札法 61/2005/QH11 号は本法の発効日より失効する。

3. 建設法 16/2003/QH11 号の第 6 章第 1 節、及び基本投資建設に関する法律上項改正に関する法律 38/2009/QH12 号の第 2 条を廃止する。

第 96 条. 詳細規定

政府は任命された条項を詳細に定める。

本法は、2013 年 11 月 26 日にベトナム社会主義共和国国会第 13 会期第 6 会議に可決された。

	国会議長 グエン・シン・フン
--	-------------------